

第六十五回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録
第十九号

昭和四十六年三月二十六日(金曜日)
午前十時八分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 塩川正十郎君

理事 古屋 亨君

理事 小濱 新次君

理事 龜山 孝一君

理事 高島 修君

理事 永山 忠則君

理事 野呂 恭一君

理事 豊 永光君

理事 山本弥之助君

理事 坂井 弘一君

理事 門司 亮君

理事 大西 正男君

理事 砂田 重民君

理事 山口 鶴男君

理事 吉田 之久君

理事 國場 幸昌君

理事 中村 弘海君

理事 村田敬次郎君

理事 安田 貴六君

理事 綿貫 民輔君

理事 桑名 義治君

理事 和田 一郎君

理事 林 百郎君

理事 荒木萬壽夫君

理事 後藤田正晴君

理事 富田 朝彦君

理事 丸山 昂君

理事 高松 敬治君

理事 長谷川俊之君

理事 片岡 誠君

理事 早田 肇君

理事 海法 正昌君

理事 山形 榮治君

理事 日原 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

理事 正雄君

委員の異動
三月二十六日

辞任

桑名 義治君

林 百郎君

同日

辞任

坂井 弘一君

東中 光雄君

補欠選任

坂井 弘一君

東中 光雄君

同日

補欠選任

桑名 義治君

林 百郎君

本日の会議に付した案件

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)(参議院送付)
道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三号)

○菅委員長

これより会議を開きます。
参議院から送付されました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○吉田(二)委員

私は民社党といたしまして、この法案に對しまして若干の質問をいたしたいと思ひます。吉田之次君。

まず初めに御聞きいたしたいことは、この銃砲刀剣と呼びならされておりますけれども、何か銃砲刀剣といふことは、いわゆる日本語としての對句のようなあるいは本来使ひなれてきた一つの語呂をそのまま繼承尊重してゐるような感じが、いまになつてみると、そういうふう感じられてならないわけでありまして、この銃砲の砲といふのは事実上要らないのではないかと。あえてせんざくいたしまして、捕鯨砲ぐらいが問題でありまし

て、これもさしていま取り締まらうとする趣旨からいへば問題のあるものではございません。また刀剣の剣といふことはなんでもすけれども、いかにもつるぎ、あえていうならば、やりとかあるいはなぎなたとか、これは必ずしも刀ではないといふふうなことに思ひますけれども、いまわれわれがとらえようとしてゐる問題の趣旨からいへば、もはや銃砲刀剣などといふいかめしい言い方を使わなくても、銃刀でいいのではないかと、う感じがするわけです。砲とは何ぞや、剣とは何ぞやといふ御質問を申し上げます。

○長谷川政府委員

砲とは口径が二十ミリ以上の銃砲といふこと、二十ミリ以上のものを一底砲、こいうふうにして申しております。それから剣といふのは、もろ刃の刀といふと變ですけれども、もろ刃の刀物でございまして、刃渡りが十五センチ以上のものを剣、こいうふうにしてこの法律では申しております。

○吉田(二)委員

そういう説明はよくわかるのですけれども、今後ともずっと長きにわたつてこの種の規制は、銃砲刀剣といふことばを使わなければならぬのか、どうしてもこうしないとぐあいが悪いといふことなんでしょうか。略称銃刀法と皆さん方みずからおっしゃつてゐるわけでありまして、法律の用語といふものは次第に近代化していつてもいいのではないかと、う感じがいたします。この辺はあまりどうこうという論議にもなりませんので、あえて私どもから見た感じや要望を申し上げておく次第であります。

次に、今度の法律で一番の特色は模造拳銃の問題だろと思ひます。この模造といふのは本物に對する模造なんですけれども、模造といふのは、どこから模造なのかどこから本物なのか、同時に、では模造品といふゆる玩具、おもちゃのたぐいとはどこで限界を引くのか、その辺の定義を

はつきり御説明願ひたい。

○長谷川政府委員

本物の拳銃は、まず金属性のたまを発射する機能があるといふことが一つの要件でございまして、しかもその発射した弾丸が人畜殺傷の威力がある、こいうことでございまして、模造拳銃と申しますのは、こいういう発射機能はないが、形態が通常の注意力をもちましては外観上ほとんど本物と区別がでない、こいういふものを模造拳銃、こいういふふうな定義をいたしておるものでございまして、それからおもちゃの拳銃といふのは、こいういふ模造拳銃に至らないものでございまして、一見しまして本物の拳銃でないといふことがわかる、こいういふものを玩具拳銃、こいういふふうにして申しております。

○吉田(二)委員

拳銃などは別に、たとえば裝飾品ですね、真珠の場合模造真珠とか、あるいは指輪なんかでもいろいろ本物の宝石か模造かといふことで、われわれの生活觀念としてはなじまれております。この場合は模造であらうがおもちゃであらうが、その辺は別に社会的にその罪のあることだとは思ひません。玩具、おもちゃのたぐいはさういふ大衆的で娯樂的で、これは罪のないものでありまして、大いに推奨されていいと思ひます。しかし、模造の拳銃その他銃砲關係をながめまして、どうしてこいうものをつくらなければならぬのかといふ疑ひが出てまいります。何か意圖あつてのもの、いわゆる見た目には本物と変わらないように見せかけて、それがおもちゃであるかといへば、おもちゃ以上のものである、こいういふ模造といふようなものが存在しなければならぬといふ理由が、どうもわれわれわからないわけなんです。いまの御説明からいへば、見た目には本物と変わらない、容易に本物とにせものとの識別がつかないものを模造といふ、しかし玩具よりはるかに精巧なもの。どうしてそ

いうものが社会的に要求されるのか、その辺の哲學的考察をお願いしたい。

○長谷川政府委員 的確にお答えできるかどうか自信がないのでございますが、この模造拳銃の出できましたいきさつを見ますと、最初は昭和三十六、七年ごろだと思ひますが、外国からそういうものが入つてきて、それからたいへん人気を呼びまして国内でも生産されるようになったというように思ふのであります。やはり何といひますか、拳銃は日本の国内においては原則として持てないことになっておるわけでありまして、人間の本能の中にそういうものをもちたいという気持ちもあるのではないかと、そういう満たされたい欲望を満たすため、こういうものが出てきたのではないかと、かように私は思つておる次第でございます。

○吉田(之)委員 そういふ持ち得ないものを持つとすると要求、それはわかります。しかし、その模造拳銃が一般に広がっていくことによつて——反社会的な作用というものは別に政治の側からは当然指導されなければならぬし、当初からそういうものは危険性がある、悪用されるおそれがある。大体にせものをつくるというふうなことは、その精神自身が本来おかしいと思ふのです。そういうことをなせもつと初めから規制しようというふうな考えられなかつたか。かつこい、青少年のそういう願望にたえてやってもいいのではないかと、いふふうな放任主義が、今日このやうな諸問題をつくり出してしまつたのではないかと、いふやうな感じがしてならないわけでありまして。

そこで、いまおっしゃるとおり、確かに一見したところでは本物と変わらない。しかしその機能等から見れば明らかにこれは模造である。そこまでは了解できるといふにしても、その模造が若干の手直しを加えることによつて発射機能を持つということになれば、これは本物に転化し得る可能性を持つておるわけだ。これをしも模造といえるかどうか、その辺の概念はいかがですか。

○長谷川政府委員 若干の手直し、通常の人の若

干の手直しで発射機能を有するやうなものに改造できまふやうなものは、現行の銃刀法でいいます拳銃に該当するもの、こういうことで過去に取り締まつた例もございまして、解釈はそういうことにしております。

○吉田(之)委員 だから、本来模造というものは好ましい概念から出発するものではない。ましてそれが非常に悪用されて危険な可能性を持つ、本物と何ら変わらない作用を内包しておるとすれば、それは明らかに、輸出品であらうが国内需要のものであるが、直ちに禁止されなければならぬ。この辺のところは今度の法改正でもぜひ前進したと思ふのですけれども、今後ともっと明確に処置されていかなければならぬのではないかと、きう感じがいたします。

そこで、きうからいろいろ御答弁を聞いておりました、この模造拳銃のわが国における総生産高は約十一億円前後でございます。そうじゃございませんでしたか。そうして輸出が九千万円、約一億円弱というふうに聞きました。だとするならば、今度の法改正によつて輸出品だけを認めて残りは全部禁止しよう、こういうふうにしていいわけですか。

○長谷川政府委員 模造拳銃につきましては、お話しのとおり、輸出以外はすべて禁止をいたす、こういうことでございます。

○吉田(之)委員 そうすると、約十億に及ぶ国内のその製造業界からの生産というものは、この際無視しなければならぬというふうな了解していいわけですか。

それでは、国内でさえ使わなければ、輸出は幾らしてもいいんだ、国外においてはどんな問題が起つてもいいんだという考え方になりますか。それとも、国際的にやはりそのものは好ましくなく、諸外国にも一応の話し合いを行なつて、お互い——これは国と国とが相互に相互作用するものだと思ふのです。日本だけがやめると言つたつて、やはり外国映画が入つてまいります、テレビでは映つてまいります。そういうものがまた

日本の青少年の欲望をかき立てる作用というものは無視できないと思ひますので、きういうめんどやうな問題については、お互いにきういう模造品といふものはなくして、きうでいいかといふやうな措置こそ国際的にとられるべきであつて、外国へ売らぬものならいいんだ、一億でも二億でも売らうじゃないかといふやうな考え方はいかがなものかと思ひますが、長官、これはいかがお考えでございますか。

○後藤田政府委員 先ほど来の御意見を承つておりました、おっしゃるやうに、本来模造というものは、本物と区別のつかぬやうなもので本物と違ふ、きういうものでしょう。そこで、本物を禁止して以上は、それと区別のつかぬものを禁止しようといふことで今回は考えたわけでございます。すけれども、日本の場合には、拳銃そのものの所持を一般には認めておりません。ところが、諸外国の場合には、拳銃の所持そのものが、日本と違つて非常に寛大な扱いになっております。本物が寛大であるならば、本物そっくりであるが本物と違ふといふやうなものもやはり寛大な扱いにしていいのではないかと、きういつたその国それぞれ銃器についての管理、取り扱い等が違つておる。諸外国は日本ほどきびしくないといふことでございまして、今回のやうな規制の際に、輸出そのものまでとめる必要はないだらう。

しかし、さらにさかのほつて言へば、そもそも日本では拳銃を持たせぬものですから、先ほどの御説を承つておりました、模造拳銃そのものの生産をやめれば、私はきうに思ひますけれども、これは今日きうになつておりましたので、ただいまお答えしましたやうに、諸外国が寛大であるならば、模造拳銃の輸出まで、生産を認めていふ以上とめる必要もなからう、きういうことで、輸出までの規制はしない、きういう取り扱ひをしたわけでございます。

○吉田(之)委員 国情が違ふわけですから、諸外国のことまであまりわれわれも神経を使う必要はないかもしれませんで、しかし、やはり同

じ人間でございまして、日本で起り得ることは諸外国でも起り得るかもしれぬ。将来諸外国で模造拳銃が非常に悪に利用されて、大体日本がこんなものを、つくつてどんどん輸出してくるから悪いのだ、おまえたち自分の国でやめておきな、きうやうな非難を受けはしないかといふ若干の杞憂が残るわけでございます。その辺は今後諸外国の反応などをよく御留意いただきまして、変なそりを受けないやうにしなければならぬのではないかと、きう感じがいたします。

さて、この模造拳銃の業者は——この間の三月四日の参議院の地方行政委員会における御発言を讀ませていただきますと、長谷川政府委員は、その業者はほとんど零細な業者が多い、したがつて輸出を禁止することになると業者に甚大な打撃を与えることになるのではないかと、きうやうな御答弁をなさつております。きうの通産側の御意見を聞いておりましたら、幸いなことに九つの業者からできておる。また他の生産品に転換の可能な業者であつて、きう深刻な打撃はないであらうといふやうに答弁されているやうにわれわれは聞きまして、この辺の分析の違ひ、ニュアンスの違ひがあるやうに思はれてならないのです。少しこの間の説明をお願いしたいと思ひます。

○長谷川政府委員 私が参議院で申し上げたのは、ただいまお話ししたとおりでございます。すけれども、おもちやの業界といふものは、そのおもちやの業界の中で見ますと、先般通産御当局から説明のありましたやうに、モデルガンをつくつております業界は大きい業者であるといふやうでございますが、日本全体、他の産業と比べてみました場合、決して大企業ではない、やはり中小企業のはうのものではないか、しかもそのうちの相当部分が輸出されておる、きういうやうなことで、もし直ちに輸出の禁止をした場合、相当な影響があるのではないかと、きうことを申し上げたわけでございます。あるいは説明が不十分であつた点があつたかと思ひますが、きういう趣旨で申

し上げたのでございます。

○吉田(之)委員 次に、駐留軍が遊んだついでに、借金のカタに拳銃を置いていくとか、あるいは故意に横流しをしたとかというふうなことを、ちらほらわれわれは今日まで聞いてまいりました。

大体、その駐留軍が持つておる拳銃というものは全部官給品なのか、それとも私物の拳銃というものが許されているのか、その辺を伺いたいと思います。

○長谷川政府委員 駐留軍は原則として、日本の国内におきましては、官給のものを持つということになっておるようでございますが、米本国等においては私物の拳銃を持つこともできるわけでございますので、やはり日本に参ります場合も持つてくる者があるようでございます。そういうものはもちろん私的に、私人の資格で持つわけでございますから、日本の銃刀法の適用を受けることになっておるのでございます。

そこで、拳銃というものは原則として日本では持つてないわけでございますから、米軍のほうにおきましては、私物の拳銃については軍自体がこれを取り上げて、軍の責任において管理をする、こういうことになっておるのでございます。

○吉田(之)委員 そうすると、官給品は別として、プライベートに持つておる向こうの拳銃というものは、普通の規則からいえば、市内に出る場合には軍が保管しておるわけであって、それを所持して出るということとはあり得ないことなんだという事です。

それで大体事情はわかりましたけれども、最近向こうのいわゆる私物の拳銃が横流しされているという例は続いておりますか、どうですか。

○長谷川政府委員 残念ながら絶無ではありません。昭和四十四年そういう関係で検挙いたしましたのが十件、押収しましたものが十五丁でございます。それから昭和四十五年七件ございまして、押収しましたものが二十二丁でございます。そういう状況でございます。

○吉田(之)委員 そういう場合に、米軍に対する日本側の政府としての抗議とかあるいは今後のこういう事故防止に対する要請とかいうことは、そのつどどういう形でなされておりますか。

○長谷川政府委員 こういう横流しの拳銃のみならず、昨年、一昨年等におきましては、軍自体が持つております武器等も取られる事件がありまして、米軍司令部の責任者を私どものところへ呼びまして、三回にわたりました。日本の国内における銃器のきびしい規制の状況というものを十分に部下に徹底し、そして今後こういう事件がないようにということを厳重に申し入れを重ねてまいっている状況でございます。

○吉田(之)委員 いかに国内の法律で銃砲刀剣の所持をきびしく取り締まりましても、肝心のところで穴があいておれば、これは全く意味をなさませんので、そういう点での政府間の交渉等もさらにひとつ緊密の度を加えていただかなければならないと思ひます。

ところで、現在日本の国内においてライフル銃が持たれている数の中で、いわゆる生計を営むためにライフル銃を使用する人たちが、あるいは農村において害鳥獣を防止するために使用される分、それからその他の、いわゆる遊蕩行為と申しますか、こういう三つに分類して、そのライフル銃の所持されている数というものは、現在ほどの程度のものになりますか。

○長谷川政府委員 本年の二月にライフル銃の所持者につきまして調査いたしましたのでございまして、そのときの状況を申し上げますと、いわゆる猟師さん、獣類捕獲を職業とする者は、私どもの調査では百十五名で、丁数にいたしますと百四十七丁であるという事でございまして。それから第二の、いわゆる自分の事業に対する被害を防止するためのものは千五百二十九名で千七百丁でございます。その他が三万五千六百八十八名で三万五千九百七丁でございます。このその他の中には、約二千四百丁の競技、標的射撃のみというものが含まれておりますが、大部分は一般的な狩猟のための所持というふうに認められるわけでございます。

○吉田(之)委員 そうすると、ほとんど大部分、パーセンテージでいまして九〇%以上が、いわゆる遊蕩行為、趣味で持つ、スポーツで持つという人たちがライフル銃を所持しているというふうに認識すべきだと思います。この傾向は、この法律が改正されるまではほとんど伸びてきていますか。その伸び率などはいかがですか。

○長谷川政府委員 この猟師さんというものは、御承知のように、漸次減りつつある状況であります。また、二番目の事業のためというものはそれほどふえておるといふふうには思われません。したがって、このライフル銃の所持許可の状況を資料で差し上げてありますが、ライフル銃は漸次ふえているわけですが、ふえておるのは、やはり第三の狩猟関係のものがふえておるものと考へて差しつかえがないと思ひます。

○吉田(之)委員 今度のこの法改正によつて、その伸びというものは著しくとまるあるいは下降するものですか、見通しについて。

○長谷川政府委員 今度は十年以上でないと持てないというところになるわけでございますから、新規に持ち得る者はおのずから少なくなってくるわけでございます。そこで、先般私ども事務的に、一体どうなるであろうかという事で推計をいたしました。それで、十年以上の資格のある者の中で、いままで持つことを希望した者等を基礎にいたしました推計いたしますと、最大限、新規に持ちたいというものが三千丁ぐらいである。一方、いままで持つておった者でも、もう廃棄するとか譲渡するとかしてやめる者があるわけでございます。それがやはり三千丁余あるというふうにならぬか、ふえないであろう、こういうふうな推計をいたしております。

○吉田(之)委員 それから、きのうも質問が出ておりましたが、クマとかイノシシとかトドとかあるのは野生のシカ、こういう動物は減る傾向にあるのですか、まだふえてくるのでしょうか。

○長谷川政府委員 絶対的な数量というのは林野庁におかれましてはなかなかよくわからないようでございますが、先般来お話を伺いますと、このところややふえきみである、こういうことでございます。なお、具体的にはその年その年に捕獲をいたしました頭数等を見ますと、少しづつではございますが、漸次ふえている状況でございます。

○吉田(之)委員 このやっかいな動物がふえてくることとライフル銃の規制を強化することは——いわゆる生計を立てている職業としてのライフル銃所有者あるいは害鳥獣を防止するためのライフル銃の所有者は、この法律によつて別にそれはど変化は起こらないと思ひますが、その他のグループがライフル銃を持つ数がだんだん減ってくるというところ、いわゆる害鳥獣がふえるということとは関連ありませんか。

○長谷川政府委員 このライフル銃の規制によりまして、そういうものの増減に全然関係がないというものは行き過ぎでございますが、しかし、あまり関係はないのじゃないかと思ひます。これは、これまで、たとえばクマ等につきましても、新規にライフル銃を持ったような人がおるのではなくして、相当のベテランの人がおるわけでございます。今後ともそういうものにつきましても、当然経験が十年以上ある者が持つておるわけでございます。またお話をうに、猟師等は当然持つておるわけでございます。そういうものにつきましても、いままでと変わりはなくやっております。それからまた、イノシシとかシカとかいふようなものにつきましても、数もかなり多いわけでございます。これは現在とつております状況等を伺いますと、すべてライフル銃でとつておるわけではないのでございまして、散弾銃でも相当とつておる状況でございます。そういうことで、ライフル銃が今回のような規制を受けるためにたいへん有害獣類がふえるということはないのか、総合勘案いたしますれば適当な目的を達することはできるのじやないか。

ないか、こういうふうに考えております。

〔委員長退席、古屋委員長代理着席〕

○吉田(之)委員 継続して十年以上銃銃の所持の許可を受けている者はまあ問題はないといたしまして、いわゆる職業として、あるいは農作物の防衛上ライフル銃を所持しようとする者は、経験のあるなしにかかわらず、希望すれば許可されるわけですね。それでないと、その絶対量が減ってくるというのでは、害鳥獣がふえるということに關係があると思うのです。この辺は、この法律によって何ら心配はないでしょうね。

○長谷川政府委員 お話のとおり、そういう御心配のもの、つまり自分の農場を守る等のものは別に十年という制限を課しておりませんので、いままでどおり持てますから、心配はないと思います。

○吉田(之)委員 それから銃砲の分類の中で建設用というのがよく出てまいりますけれども、建設用に使つた銃というのはどういふものですか。

○長谷川政府委員 最も多いのはびょう打ち銃でございます。高速道路等の橋げた等にびょうを打ちますときにびょう打ち銃を使いますが、これが五万何がし、最も多いわけでございます。そのほか建設用網索発射銃というのがございまして、これは橋なんかをかけるときに使われますが、向こう側に鋼鉄の綱を渡すときに使う銃で、この二種類でございます。

○吉田(之)委員 びょう打ち銃というのは人に危害を加えるおそれはないですね。

○長谷川政府委員 これはやはり飛び出しますと、相当厚い板も打ち抜く威力がありまして、現にこれによって死んだりあるいは重大な傷害を受けた事例もございします。

○吉田(之)委員 そのびょう打ち銃が故意に人を殺害する意図で悪用されたという例はございしますか。

○長谷川政府委員 故意に人を殺害のために使われたという例はいまのところ承知いたしておりませんが、過失によるものはございします。

○吉田(之)委員 次に、銃砲の一連番号を打刻することによって今後の取り締まりを強化するに便ならしめようというこのようでございますが、今日至るところにコンピュータが使われております。たとえば自動車の運転免許が全部コンピュータにおさめられているはずであります。何か駐車違反をしても、それを全部コンピュータが記憶するというこのようでありまして、したがって、銃がつくられたときにすぐに一連番号が打たれて、それがコンピュータに覚えさせられて、何という番号の銃はいまどの銃砲店が持っており、だれに売られたあるいはいつ紛失したというふうなことが即座にわかるようにできるはずであると思ひますが、現にそういう体制になっておりますかどうか。

○長谷川政府委員 仰せのように、警察におきましても、銃銃につきましてもコンピュータに登録させておられますが、これは所持許可を受けましたものにつきましてコンピュータに登録させているわけでございます。メーカーがつくり出した段階での登録はいたしておらない状況でございます。私も、直接いろいろ問題になるのはそういう所持許可をいたしましたものが問題でございます。現在のところは、それで十分目的を達することができると考えて、そのようにやっておる状況でございます。

○吉田(之)委員 荒木国務大臣にお尋ねしたいわけでございますが、銃といふものは、つくられた時期から使ひようによつては非常に凶器になるわけでありまして、したがって、この際、それが売られていようが売られていまいが、製造された時点からナンバーを打つていくというこのほうが今後取り締まりも非常に一目りやう然になりますし、また銃がそういう製造、販売の過程において盗まれても、その銃は何番であり、どこで見つかったからどの辺に運ばれているのではないかと、どのグループが持っているのではないかとというふうな追跡が非常に早まると思ひます。確かなことと私は思ひます。そうむずかしいことではないと思ひますから、この辺でせつかく一連ナンバーを打とうということでありませうならば、そこまで徹底されたいのではないかとこのうふうな気がするのでございしますが、いかがでございますか。

○荒木国務大臣 傾聴すべき御意見と思ひますが、確たる意見をお答えするにはちょっと自信がございませぬので、警察庁長官からお答えします。

○後藤田政府委員 御説のような御意見も有力な御見識だと思ひます。ただ問題は、やはり国内で使われる銃がどういふ銃であるかということが私どもにとっては最大の問題だと思ひます。そういう意味合ひで、所持許可をした銃についてだけコンピュータに入れてコントロールする。

なお、打刻の点につきましては、国内で生産をせられておるものはみんな一連番号もちゃんといておるものがございますが、輸入等の銃もあるし、また番号のないものもあるようです。そういう意味合ひで、輸入等の場合であれば、国内の番号と一緒になるおそれもあります。そういうことでございしますので、そういう分明ならざるものについて打刻をして、それをコンピュータに入れていく、こういう処置を今回考えたわけでございます。

○吉田(之)委員 くだいようでございますが、それでは外国で製造して、外国で販売されて、外国のナンバーが打つてあるやつは、そのナンバーのまま日本にコンピュータには入り込むのですか。そういうものがうまう一つの体系の中に入りまうか。

○後藤田政府委員 当然それが日本の番号と同じことになっておるおそれがあるわけですね。そこで、そういう銃についてははっきりした国内での番号を打たしてコンピュータに入れる、ダブらないようにしたいと思ひます。

○吉田(之)委員 その外国の番号ともダブらないように新たに一連番号を打とうというくらしいのとでありますならば、製造して出てくる日本の分もどんどん打てるはずだと思ひますし、それほど

困難なことではありませぬし、それから私は、外国から来たものであろうが国内でつくられたものであるうが、およそ日本の国民の中で銃砲刀剣の所持の取り締まりを受けなければならない該当のそういう銃砲については、全部細大漏らさずコンピュータに入れてしまふということでない、いざ捜査の段階でたいへん混乱が起つて、せつかくの機能が十分な役割りを果たさないような気がしてならないのです。まあ将来そのほうが、私の考え方のほうがいいということでございます。ならば、一必要であればけつこうでございしますよ、皆さんが専門家ですから、われわれはしろうとなりにそう思ひますので、ひとつその辺の御研究をなされたらありがたいと思ひます。

それからきのうの質問の中で、いわゆる室内の裝飾用に刀剣を飾っておく分には、これは携帯とみなさないということではございしたね。携帯とみなさないということでは、この所持取締法には該当しないということではございしますか。

○長谷川政府委員 昨日お答え申し上げましたのは、いわゆるモデル刀剣でございまして、これは今回の改正案におきましては所持全般を規制するのではなくして、その持ち歩き、理由のない携帯を禁止する、こういう改正案をお願いいたしております。そのことを申し上げたのでございします。したがって、モデル刀剣は、所持自体は自由でございしますが、理由のない持ち歩きはいけない、こういうことをねらいにいたしておるわけでございます。

○吉田(之)委員 ところが、そのモデル刀剣といへども、本物の刀剣とこれも限界はきわめて不明確であります。品物によれば拳銃以上に不明確だろうと私は思ふのです。しかもそういう危険なものがある室内に裝飾として置いてあれば、その分では何ら規制の対象にはならないということであるならば、これを非常に悪用いたしますと、暴力団が各家庭に数十振りずつ刀剣を飾っておいて、これは何ら規制の対象にはなし得ない。いざというときにこれを持って歩けば、これで携帯に

なるわけでございますね。この刃相手が暴力団だから調べる、相手が普通のだんなさまであるから調べないということは、区別は非常にむずかしいわけでございますけれども、飾ってさえあればそれは問題ないのだというところから、また抜け道が出たりはしないかという心配がわれわれには残るわけでありまして、その辺はいかがでありますか。

○長谷川政府委員 確かに所持まで全部禁止をいいたせば、そういう点につきましては徹底するわけでございますけれども、モデル刀剣というものはいろいろその用途もありませんし、したがって、殺傷力の点ではそれよりもっと強いいわゆる刃物等につきましても、いろいろ用途があるものですか、持ち歩き、いわゆる携帯を禁止して、そういう状況でございますので、現行のいろいろな刀に対する規制のつり合いも考えまして、携帯の禁止が最も妥当であるというふうに考えてお願いをいたしているわけでございます。しかしながら、刀剣全般につきましてやはりいろいろ検討すべき点があると思いますので、いろいろ研究させていただきますか。

○吉田(之)委員 最後に、長官にお聞きいたしますが、模造拳銃であるが、あるいはほんとうのおもちゃの拳銃であろうが、最近問題になっておりますように、若干の手直しを加えれば十分凶器としてその機能を持つというおそろしい現状でございます。そこで、そういう悪用された例が一つでも二つでも出てきた場合には、その模造拳銃ないしはその玩具は国の責任において全部回収してしまふ、あるいは現に製造中のものも全部押えてしまふというくらい姿勢を持たなければ、これは何ら法を活用したことにもならないし、取り締まりを十分行なったことにもならないと思うのです。そういう厳たる態度で臨まれるのかどうかというところでございます。

○後藤田政府委員 悪用せられた場合には、もちろんそれは犯罪の用に供されたものとしてすべて押収をいたします。ただ、その場合に、そういうものを製造しておるといふ業者につきましては、通産当局に私のほうから十分連絡をした上で、通産当局で厳重な行政上の指導をお願いするようにいたしたいと思っております。

○吉田(之)委員 すべてを押収するということは、改造されたものではないに、改造の可能性を持つて出回っておる何万、何十万という模造拳銃まで押収なさるのですか。

○後藤田政府委員 犯罪を構成しておるような銃が出回っておるならば、それは当然すべてこの法律によって処理をいたしたいと思っております。

○吉田(之)委員 質問を終わります。

○古屋委員代理 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 最初に林野庁にお尋ねしたいと思うのですが、わが国に生息する動物で、ライフルを用いなければ狩猟ができないという動物は、どのような動物がおりますか、お伺いをします。

○海法説明員 お答え申し上げます。

捕獲のためにライフルを必要といたします獣類の種類とその生息数というお話でございますが、クマ、ヒグマ及びイノシシ等は、手負いになりまして人に危害を与えるものでございますので、捕獲のためには命中精度の高いもの、それから威力のすぐれているというものが必要でございますので、このためにライフル銃がぜひ必要であるというふうに考えます。

それから生息数は大体クマが一万頭、ヒグマが二千五百頭、イノシシが約十萬頭、これは推定でございます。

○山口(鶴)委員 そうしますと、クマが一萬、ヒグマが二千五百ですから、クマのたぐいが一萬二千五百、それからイノシシがそのほかに約十萬です。ライフルがいまどのくらいあるかを拝見しますと、三万四千三百四十三丁。イノシシの中には最近イノブタと称するものもあるようであります。どうも性の少ないものもあるようですが、そうしますと、特にどうもうだというクマが

一萬二千五百に対してライフルは二倍以上あるということになりませんか。どうですか、クマの数等から見ても、これだけのライフルが要るとお考えでありますか。

○海法説明員 銃の数でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、手負いになりますと人に危害を及ぼすということ、それから北海道あたりでございますと、非常に人里にも出てくる。そういうのを駆除しなければならぬという場合に、全体の数がどうだということよりは、そこでどのくらい必要であるかということになるかと思っておりますので、直ちに必要かどうかということとはちょっと判断しかねます。

○山口(鶴)委員 昨年奄美大島に行きましたら、奄美大島の人口が十五、六万、これに対してハブの数が約二十万というお話を拝聴してまいりました。そこに住んでおります人の倍もどうもうな獣類がおりますか、国内のライフルに数倍する有害な動物もいるものがあるということならば、これはその必要性も感ずるのですが、どうもわが国におきましても、これはほとんどのライフルは必要ないんじゃないか。先ほど御答弁を聞きまして、生計を営むために持っておりますライフルは百四十七丁と聞きましたけれども、大体この程度あれば十分でないかという感じがするわけでありまして、そういう意味で、今回ライフルの規制を強化されたことは非常に時宜に当たったことではないか。むしろおそきに失したんじゃないかという感じがいたします。参議院が修正をいたしましたのに規制の強化をいたしましたことにつきまして、私も私としては全面的に賛成であります。私はかつて国家公安委員長にも、わが国ではライフルというものは狩猟にはほとんど必要ないんじゃないか、ひとつ政府の内部でもいまいましい時期に御検討いただいたほうがいいんじゃないかということを申し上げたわけでありまして、大臣としての御所見があれば、承っておきたいと思っております。

○荒木国務大臣 お説のとおりであると思っております。そこで、狩猟、害獣駆除のためにやむを得ないもの、競技のためにやむを得ないもの以外は、原則として持たせないという趣旨で一貫することが適切であるかと存じます。

○山口(鶴)委員 今回参議院が修正をいたしました、この経過規定につきましては縛りを加えたわけでありまして、そうなりますと今後ライフルの国内における所持数はおおよそどの程度になるだろう、こういう見通しがあれば、ひとつ承っておきたいと思っております。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。現在三万四千何丁の銃がございまして、参議院の修正により、五年後に減減を一応抜きにいたしました。五年後には二万一千五百丁くらいになると思っております。なお、参議院の附帯決議にありました小口径のものやめる、こういうことになりましたと、その数は正確ではありませんが、約七千丁くらいに落ちまして一万四千丁くらいになるのではないかと、こういうふうに推計いたしております。

○山口(鶴)委員 今回国内におけるライフルの所持数はできるだけ縛っていくということで、警察当局も十分対処されるように、これは強く要望いたしておきたいと思っております。それから次に、通産省の方お見えだと思っておりますので、お伺いしたいと思うのですが、昨日砂田委員が質問をされました、これに対して通産省当局及び後藤田長官からそれぞれ御答弁がございました。後藤田長官の御答弁を拝聴しておたわけでありまして、特に必要ある場合立ち入りをすることがあります、立ち入り検査をしてその保管状況等がきわめてずさんであるというものを発見いたしました。その後の処置、これがやはり一番問題ではないだろうか、こういう御答弁をされたのであります。武器等製造法を拝見いたしますと、十五条におきまして許可の取り消しがございます。これは武器製造業者の場合だと思っておりますが、これを見ますと、保管等に違反があつても取り消しはできない。結局この法律の第五条第五号、その

てという一つの縛りというか、ただし書きがつい

ういったライフルあるいは威力のある猟銃、これ

暴力根絶を目ざして繰り広げております作戦の一

ついでにお尋ねをいたしたいと思うのですが、

最近新聞等拝見いたしますと、いろいろ警察の手落ちと申しますか、あるいは警察官の方々の非行と申しますか、そういうようなことがよく新聞に実は出るわけでありまして。私も警察に關係いたしております委員会の一員といたしまして、そういうことにつきましては残念に思いますと同時に、これからの警察当局として十分御考慮をいただきたいという気持ちがいいたすわけでありまして。

その中で一つお尋ねしたいと思うのですが、実は私の住んでおります群馬県に富岡というところがござります。この富岡警察署の留置場に、ある暴力団の被疑者が留置をされたのでありますけれども、その際、看守係がリンゴの皮をむくためにということではもうちやうの持ち込みを許した、それからコーラやサイダーを差し入れた。これはそれほどの大きな声で申し上げる必要もないことだと思ひますが、その次は酒類を持ち込もうとして注意をされた。最近洋酒の中には事前にカクテルになつておるものを売っているわけですね。パイオレットフーズというやつを持ち込もうとして、いわば上役の方にとがめられてこれはやめたようでありまして、そういうこともある。それから看守が留置人の者に命ぜられてわざわざ麦飯をたいて与えたという事実があったとか、それから二十九日間の留置で四万五千円余の保管金を食事などに支出をしたとかいうようなこと、さらに小型ラジオを持ち込んでいたというようなことが出ております。こういう事実があったのですか。新聞の報道で私も拝見をしたわけでありまして、まず事実問題につきまして、どなたでもけっこうでありますからお答えをいただきたいと思ひます。

○高松政府委員 いまお尋ねの件につきまして、群馬県警察本部でも事情をいろいろ取り調べいたしました。被疑者は実は暴力団員でござります。肝臓障害で病気が非常にひどかつた、それで留置場の食事はほとんどとれないというので、自分の金で飲食の購入を願ひ出、あるいはくだものなりなま野菜なりを食べたい、こういうことで看守に申し出ておつたわけでございます。

いまいろいろ新聞記事の内容について御質疑がございましたが、ほうちやうといひますか、くだものをむくのほうちやうを使用した事実は確かでございます。しかし、これは留置人に使用したのではないで、看守が留置場の中にほうちやうを持ち込んでくだもの皮をむいてやつた、あるいはキャベツをきざんでやつたというような事態であります。

それから小型ラジオにつきましては、そういう事実はございません。それから保管金が大体四万ちよつと、金額は失念しましたが、大体そのくらいの金額は飲食に使用しておつたというのが実情でございます。麦飯云々という問題は、これは留置人がというより、むしろ看守が自分の食事をたぐのに電気がまを用いておつたというふうな事実がござります。

それから洋酒の問題につきましては、この名前にはつきりしないのですが、パイオレットフーズか何かわかりませんけれども、中身がよくわからぬで、酒ではないと思つて頼まれるままに注文してやつたところが、それはアルコールを含むものであつた。当直員がそれを発見しまして、これは差し入れをとめた、こういう事態であります。

なお、新聞では看守係が暴力団員に非常におどかされてやういふことをやつたというふうな記事になつておりますが、脅迫されてゐるとか、おどかされてやういふことをやつたという事実はございません。むしろ非常に不注意に、やういふほうちやうを持ち込んではいけないうふうなことになるおどかしめにもかかわらず、ほうちやうを持ち込んでやつたというやうなことが、大体事案の本質でございます。

○山口(鶴)委員 ほうちやうを留置場内に持ち込んで、留置場の中でリンゴや何かをむいてやつたというのですね。格子の外でむいてやるならまだ話はわかるやうな気がするのですが、留置場の中

でやういふほうちやうを留置人に渡してむかしたのではないやうであります。やういふことは少しどうかと思ひます。

それからさらに、群馬県の警察本部の監察課のほうでこの留置場内に小型ラジオを持ち込んでいたことを認めたというのを私も聞いておるわけでありまして、その点もいまのお話と若干違つたやうな感じがいたします。ただ私は、やういふたことかな事実がどうだかどうだということよりも、かつて刑務所の中で優雅な生活を看守をおどかしてやつておつたやうなことが世上問題になりました。今回もおどかされたのかおどかさなかつたのかというやうなことは、水かけ論ですからいろいろありましよう。ただ問題は、警察の中の留置場において、とにかくアルコール類の持ち込みを、現実にはしなかつたにしても、されようとした。その他いろいろございまして、何か留置場の中で優雅な生活をしておつたやうなことが一般に喧伝されることは私はやはりよくないことだと思ひます。やういふ意味で、この県警本部だと思ひます。そういう意味で、留置人の扱ひのルールをきめていなかつた私の責任であるというやうなことを申されておるやうであります。

この被疑者の留置人の扱いにつきましては、私は当然一つのルールというものはあるはずだと思ひます。やういふルールというものが十分下部まで徹底をしておるかどうかが問題だと思ひます。それからまた、特に暴力団被疑者の方がやういふやうな状態であつたということ、暴力団取り締まりに對して警察、特に一線の方々がどういふ姿勢で臨んでおるかという問題ではないかと思ひます。やういふ意味で、長官の御感想があれば承つておきたい。

○後藤田政府委員 私も群馬県の留置場の事故の報告を聞きましてときに高松局長に、そんなばかなことがあるか、そんなことがありやうがないじやないか、よく調べてみる、やういふことを言つた記憶がござります。ところが、調べてみると、新聞の報道の内容とおりではありませぬけれども、ただいま御質問になりましたやうに、留置人の取り扱ひがきわめてよくないという事実が判明したわけでございます。やういふ点について、私も最近の新聞でいろいろ新聞で警察官の非行事案が報道されて、国民の警察に対する信頼を著しく失墜するやうなことでまことに残念に思つております。やういふ点につきましては、從來も努力をいたしておりましたけれども、今後とも私も努力をいたしてまいりますけれども、今後とも振興については十分配慮してまいりたい、かやうに考えます。

○山口(鶴)委員 特に看守の方が交通事故を起こして、記憶喪失となつてゐるので十分調査ができないというところが、その調査の過程で問題になつたやうですね。ところが、その交通事故を起こした原因というのが、妙義山の近くに大榎山という山がございまして、そこで山岳訓練をやつた。訓練後慰労会があつて酒を飲んだ。これはけつこうでしよう。ただその場合、飲んだあと酔つたまま署に帰り、その途中バイクを運転してゐたのが事故を起こしたというやうなことでござります。そのために記憶喪失になつて、留置人の扱ひの手落ちの状況も十分調査できなかったというところが報道されておるやうであります。やういふ点も私は非常に残念だと思ひます。この点はどうですか。

○高松政府委員 やういふ看守が一人ございまして、看守勤務は大体二人勤務でござります。毎日二人で勤務いたしておりまして、相勤者についての調査あるいはその当時の同僚者についての調査、やういふものによつて事実は大体明らかになつておる、かやうに思つております。

○山口(鶴)委員 今後十分長官のおことばのように注意をいただく必要があらうかと思ひます。この際お尋ねしておきたいと思ひますが、最近警察官の方でいけば刑法犯を起こした事案というのはどのくらいございまして、それから刑法犯に至らなくても、懲戒処分等を行つた事案があると思ひますが、それがどの程度ございまして

か。一応おわかりになれば、お答えをいただきますと思います。

○富田(朝)政府委員 最近におきます警察官の非行事案の発生件数でございますが、これは勤務のたび重なる欠略というような、勤務規律違反というような場合に懲戒をいたしておりますので、そうした件数を含めまして申し上げますと、これは歴年でございまして、昭和四十二年におきまして九百六十六件、昭和四十三年が八百三十一件、昭和四十四年が七百七十八件、昭和四十五年が六百三十六件でございますが、四十五年中の六百三十六件のうちいわゆる刑法犯に当たりますものを拾い上げてみますと十五件でございます。その他交通事故に関連をいたしましたもの、勤務規律違反等が非常に多くの件数を占めておるところでございます。

○山口(鶴)委員 いただきました資料を拜見いたしますと、四十四年、刑法犯の件数十四件のうち強盗一件、窃盗二件、収賄三件、暴行八件、計十四件、昭和四十五年、窃盗四件、収賄一件、詐欺一件、暴行九件、計十五件という数字のようでございます。もちろん警察官になられる方もわれわれと同じ一般人間でございますので、当然人間としての弱点なりというものはだれも持っておりますのだらうと思ひます。しかし、やはり警察というものが国民に信頼されるためには、できる限りこういう事案をなくしていくことが必要であることは言うまでもないと思ひます。国家公安委員長の今後の御決意を承っておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 お説のとおり、警察官といえども人の子ですから、ついあやまちを起したからといってむげに批判することもいかかと思ひますけれども、昔から宮仕えはつらいものと申しますが、人間的な通常の感情その他に災いされ、普通ならばまあまあのいうことでも、厳密に自分の心がまえをたしなめて事に処さなければならぬという意味において、警察官は警察法の趣旨に従って厳密な行動が要求されるものと思ひます。

そういう意味において、平素の訓育に十分力を入れて、いやしくも刑法犯罪などということはもちろんのこと、その他の非行事件にも厳として臨んであやまちなきを期するという心がまえを徹底せしめなければならぬと思ひます。

○山口(鶴)委員 あと二点ばかりお尋ねしたいと思ひます。

一つは、私、予算委員会でも大臣にお尋ねをした問題であります、ガードマンが警察官の方々と非常にまぎらわしい服装をしている。しかもガードマンの犯罪率というのがやはり相当ある。成田等におきましては、警察官の持つておられる警棒と全く同じものを持ち、しかも少年行動隊ですから、これは小中学校の生徒だと思ひますが、そういう諸君に対しては、警棒を肩から上に振りかぶって使う場合は武器としての使用ということに規制でなっておるわけですが、そういう形で警棒を使用したということも問題になりました。その前でもありますが、那珂湊の事案も大きく世上で喧伝をされたわけでありまして、いろいろ調べてみますと、このガードマン会社を営んでおられます経営者の中につけて暴力団に關係しておた者、現にまた暴力団の構成員である者あるいは刑法犯に問われたことのある人という方々が相当数おられる。こういうことではやはり問題ではないのだらうか。しかもわが国におきましては、このガードマン会社、警備保障会社に対しまして、何らの法的規制がない、こういうことでは問題ではないかというのを指摘いたしました。

が、これに対して大臣のほうから、これは当然検討すべき課題である、かような答弁をいただいたのであります。その後警察庁におきまして、アメリカ、カナダ、西ドイツ、イタリア、スウェーデン、オーストラリア、スイス、これらの国々のガードマンに対する規制の法律というものを集めるになりました。そしてガードマン会社を規制する法律の試案づくりを急いでおるといふふうに聞いております。その後検討を続けておられると思ひますが、警備保障会社に対する法律をつくら

すれば、一体どのような形にすべきなのかということの試案がまとまりつつあるのではないかと存じますが、この点その後予算委員会でもわが党の安井委員等が指摘をされた経過もございまして、今日までの作業の段階につきまして、お答えいただける面をお答えいただきたいと思います。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

お話のありましたように、外国の法制を翻訳したものを参考にいたしまして、まだ庁内におきまして審議するまでの段階に至ってないのでございしますが、私どもの所管のほうでやっておりますのは、一つは、営業を免許制にする必要があるのではないか、その場合の要件をどうするかという点。第二は、それと関連いたしますが、経営者の資格をどういふふうな規制をするかという点。それから会社自体の業務によって相手方に被害を与えた場合の補償をさせる必要があるが、それをどういふ形で法的義務とするかという点。それから次は、警備士、ガードマンの資格に当然一定の資格を課さなければなりません、その資格をどうするか。それから教育訓練について一定の義務を課す必要があるのではないか、この内容。服装、装備等につきましても一定の規制が必要ではないか。さらに業務上知り得ました事項に対する機密保持義務といったものも必要ではないかという点で、それぞれの項目につきまして、外国の例を参考にしながら鋭意いま成案を得べく努力している状況でございます。

○山口(鶴)委員 ただいま、免許制度にしたい、経営者の資格要件を検討したい、補償義務を課したい、ガードマンの資格についてある程度規定をしたい、教育訓練、服装、機密保持の問題等についても検討しておられる。けっこうだと思ひます。

そういったしますと、部内でいま検討中だということでありまして、明確に答えられるかどうかはわかりませんが、やがて明年の通常国会あたりにはある程度成案を得て国会にも提案をしたいと思ひます。

うぐらひのテンボで御検討でありますか、それよりもっとおくれるということでございますか、お答えいただければありがたいと思ひます。

○後藤田政府委員 いま長谷川部長からお答えしたように、内部でいろいろ検討をいたしております。ただ、それが立法に踏み切るといふ段階になればまたいろいろ御意見が各方面から出てくると思ひます。現に先般の参議院での審議でも、そんなものを立法化すること自身がおかしいということ、私えらく質問を受けたのでございまして。そのようにいろいろな御意見が出ると思ひます。そこで、私どもとしては、立法の準備を進めておりますけれども、次の通常国会に出すことができればどうかという点については、この際私の口からは明言することを御容赦願いたいと思ひます。でき得る限り私は立法の方向でやっております、かように考えます。

○山口(鶴)委員 いまあります警備保障会社が、特にマスコミ関係の企業で行なわれる紛争、争議等に介入をいたしまして、いわば労働法を破るのを商売にしておる会社というふうな状況がございします。そういうものをまことに法的規制をすれば、労働法を破るための会社が法的に根拠があるというふうなことになるのもおかしいわけで、問題はこういう規制をすべき要件とともに、現在あります法律を犯す、労働法を犯して不当労働行為を行なうというふうなことであれば問題なんでしょう。要はこういう資格要件を検討すると同時に、現在あります警備保障会社が現行法を破るための仕事に従事して、わが警備保障会社は労働争議に効果大だというふうな宣伝をやっておるところに一面問題もあるわけでございます。そういう点を現在においてもきちっとやっていただかなければならぬと思ひます。いまの点はどうでしょうか。

○長谷川政府委員 仰せのとおり、現行法に違反するようなことがあってはならないわけでございます。私どももいたしまして、そういう点につきましては十分注意をいたしまして、いやし

くも犯罪になるようなことがあれば厳格に取り締まっていって考えてございます。

○山口(鶴)委員 現在、現行法を破ることにつきましては、所管は警察でありますから、行政指導をきちとやっていたらだまして、その前提の上に立つて保障義務を課すとか、あるいは経営者の中に暴力団あるいは暴力団関係者があるとかいうようなことではやはり問題でございまして、そういう意味での規制を検討するとか、あるいはガードマンの資格、その辺のいわば暴力団員の方を連れてきて、簡単に会社でできてガードマンが警備につくというようなことは困るわけでありまして、資格要件を検討されるのか、あるいは秘密保持につきましても十分な規制、これは現行法でもできるわけでありまして、よくけれども、特にこの点について規制をするということとは、当然検討されてしかるべきだと思います。検討中というお話でありますから、今後の検討を期待いたしておきたいと思ひます。

最後にお願いしたいのは、現在行なわれております地方統一選挙、その中でたいへん遺憾な言辭が横行しているという報道を拝見いたしました。また、私の秘書が立ち会い演説会に出席をいたしました。また、まさに新聞に報道されているような内容がある候補が立ち会い演説会でしゃべっているということも耳にいたしました。私に報告をいたしました。結局、品川文化会館の第二会場の立ち会い演説会でしたが、新聞どおり読みますが、「赤尾候補はみのべ、はたの両候補を非難したあと、浅沼が殺された。彼はそれに値することをし」と演説、さらに「みのべは殺してもいいと思ひつゝ、自分も死なねばならんだろう。みのべなんか交通事故で死ねばいいんだ」ということを立ち会い演説会で言ったというのです。当然これについては告訴なり告発があつたようでありまして、その後、警察当局としてその点について御調査をなされたか。告訴なり告発を受けてどのような調査をいたしましたか。また、こういった立ち会い演説会というのは、やは

り政見を述べるべきだと思うのです。私もお互いそういうことをやってきた者ばかりでありますけれども、そういう中で、「殺してもいいと思ひつゝ、自分も死なねばならんだろう」「交通事故で死ねばいい」というようなことを言うというのは、これは非常に不穏当だと思います。しかもそのようなことが報道されたあと、また本日の新聞を見ますと、同じ候補が、「わたしは先日の演説で、殺した方がいい」としゃべつたといつて告訴した。わたしは、交通事故でも死んだ方がいい」といっただけだ」というようなことで、また似通つた発言をしているということでありまして、一体警察の御調査では、どういふ発言をこの方がなされたといふことでございませうか。これに對して警察としてどのように現在御調査をなされておられますか。まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○高松政府委員 三月二十二日の立ち会い演説会の場合の発言の問題でございしますが、警視庁では翌三月二十三日、本人を警視庁に呼びまして厳重に警告をいたしております。その際に、もうそういう不穏当な言辭は弄さないといふことで、一応警告をいたしております。さらに、翌三月二十四日に告発が出されたもので、目下その告発に基づいて調べているところでございします。

○山口(鶴)委員 二十二日の発言はどうだったわけなんです。本人を呼んで警告したといふことですが、当然どういふ内容をしゃべつたかといふことについて聞いておられると思うのです。二十二日は一体どういふことをしゃべつたといふことでございしますか。

○高松政府委員 その点は、いま本人の申しておりますことと、それからほかの一般の人が聞いた事実、実際にどういふことを言ったのかといふ点について調べているわけでございします。

○山口(鶴)委員 特にわが党の場合は、浅沼元委員長がああいう状態の中で刺殺されたといふ、私もとしては非常に悲しい思ひを持っています。わけございまして、こういう立ち会い演説会の中

で、とにかく殺したほうがいいと思ひつゝ、というやうな言論が堂々と行なわれるといふことは、私はこれは全く選挙のやり方がどうだこうだといふ以前の問題であると思ひます。まさにこういう言辭を選挙の期間やるということ自体が問題であります。選挙でなくたってそういうことを言うべきでないことは明らかです。しかも公衆、大ぜいの方たちが見ている前で、堂々とそういう言辭をやるということはさらに問題だ、こう私も思ひます。

警告をされたのでありますが、現在告発もあつたから調べているといふことでありますが、大ぜいの関係者もおることだろうと思ひます。で、これは調べれば事実はおのずから明らかになるだらうと思ひます。しかもその後引き続いて、これに關係して同じように、聴衆にひんしゅくを買ふやうなことをしゃべつておるといふこと自体も私はやはり問題だと思ひます。この点もひとつ今後の演説の状況につきましても、十分監視をいたしたいと思ひます。ですが、いかがですか。

○高松政府委員 私どももいたしましたが、この点については十分に調査をいたします。ただ、先ほども御指摘がございましたように、前の話とあとの話とちよつと本人の話が食い違つたりしております。正確にどういふことを言ったのかといふことを中心に調べを進めてまいりたい。

それから今後の問題につきましても、立ち会い演説会における秩序維持といふことはもちろん、これは選挙管理委員会と緊密な連携をとつて、私どもとしてもできるだけの努力を怠らないことと、また、違法行為についても、適切な処置をとつて、厳正な取り締まりを加えていきたい、かように考えております。

○山口(鶴)委員 現在地方統一選挙が行なわれております。現在は都道府県知事の選挙、それから横浜並びに大阪の指定都市の選挙であります。間もなく全国の都道府県議員の選挙も始まり、やがて市町村長、市町村議員の選挙も始ま

るわけでありますが、こういった地方統一選挙にあたりまして、たゞいま私の指摘いたしましたやうな遺憾な言辭を弄する事案があつたといふことも問題であります。同時に地方統一選挙全体が文字どおり明るく正しい選挙が行なわれるといふことはより必要だらうと思ひます。警察当局としては、あくまでも厳正中立の立場で、法に照らして厳正な処置をなさるべきだと思います。が、たゞいまの問題も含めまして、地方統一選挙に臨みます国家公安委員長並びに警察庁長官のお考え方をひとつお聞きをいたしておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 文字どおり私も偏不党、厳正公平に処置をしていくべきものと思ひます。よつてもつて正しく明るい選挙が行なわれますやうに努力をしていくべきものと心得ております。

○後藤田政府委員 警察といたしましては、選挙の公正担保という見地からたゞいま大臣がお答えいたしましたおりの御方針のもとにやつてまいりたい、かように考えております。

○山口(鶴)委員 以上で終わりますが、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正の今後の実施にあたりまして、特にライフルといふやうな危険な凶器として扱われる可能性のありますものが十分に管理をされ、先ほどの見通しですと、逐次この法律に基づいてあるいは参議院修正によつてライフルの数が減少するだらうといふ見通しだそうでありまして、十分国民の期待にこたへるやうな運営をやつていただきますこと、それから現に行なわれております地方統一選挙におきましては、たゞいま大臣並びに長官のお話のありましたやうな形で、あくまでも偏不党、中立的な形でのきびしい取り締まりが行なわれますやうに、強く要請をいたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○古屋委員長代理 林百郎君。○林(百)委員 私は、ちよつと他の委員と視点を異にした立場でこの法案について質問をしてみたい。

いと思うわけです。

ということは、もちろん銃砲刀剣類等による凶悪犯罪を憎む点については他の委員と劣るところありませんし、このような事態を早急に防止しなければならぬ点では人後に落ちないのであります。さて、そのための措置が、本法律案のようにライフル銃等をはじめとする銃砲刀剣の所持並びに管理を厳重にするということが基本なのか。あるいは銃砲刀剣類等を不法に所持する団体組織、そういうものを根本的に取り締まるということが基本ではないか。そのほうを甘やかしておいて、そして資料で見ますと、ライフル、散弾銃の所持者は五十八万五千二百四十六人という人たちがおられるわけですが、この人たちの中には狩猟をする人あるいはスポーツの選手あるいは愛玩をする人たちがいますし、これは善良な市民が圧倒的に多いと思うのです。この人たちはやはりこの人たちが、ライフルなりあるいは散弾銃を持っておる財産的な権利があるわけなんです。それが何かこういうものが不法に所持されて極悪犯罪が犯されるからといって、この人たちが何かならば犯人のように取り扱われるということになります。これは基本的権利を侵すことになりまして、そういう立場で事を考えていかなければならぬんじゃないかというように思うわけなんです。

たとえば本改正案の二十三条の二項を見ますと、盗み取られた場合に、直ちにその旨を警察官に届けなければならぬ、これに違反する者は一万円以下の罰金に処す、これではまるで盗まれた者のほうで準犯人に扱われるような立法になるわけですね。それから参議院の修正案につきましても、とにかくいままでライフル銃を持っていたという財産権があるわけですが、そういうものが不法に所持された者によって極悪犯罪が犯されるからといって、その権利を五年で打ち切ってしまうということは、これは財産権に対する一つの侵害にもなると思われまして、そういう立場からこの問題をひとつ質問をしてみたいと思うわけなんです。

そこで、私のほうでいただきました資料で、本法案で一番取り締まりの対象になっておりますライフル銃による犯罪供用状況を見ますと、昭和四十四年には三件とあるわけですね。それから四十五年には四件とあって、ライフル銃による犯罪は四十四年から四十五年に一件ふえていただけですね。そのことをとらえて本法案のようなこういう厳重な取り締まり規定を設け、しかも盗まれた者が届け出をしない場合には一万円以下の罰金に処するということまでするということが適当であるかどうかということですね、ここが非常に重要な問題だというように思うわけです。

そこで、参議院における後藤田長官の答弁を見ますと、「今回の改正では、最近の犯罪に使われるものにライフルが出てきておる、ことに一部過激派の武装闘争の中心を見ますと、漸次武器がエスカレートして、ライフルが出てくる可能性があるので、これがもしあいつた過激派によって使われる場合には、容易ならざる事態になる。」というように述べているわけなんです。ところが、あなたの言うこの過激派、いわゆるトロツキストですか、これがライフルを持っていくというものは、最近の真岡市で起こった強盗事件にもありますように、強盗あるいはその他の方法でむしるトロツキスト集団がそのような不法な所持をする、この集団が不法な所持をすることによって事件が起きているわけで、盗まれたから事件が起きているわけじゃないのです。ですから、一般の善良な、こういうライフル銃だとかあるいは散弾銃を愛玩用あるいは狩猟用あるいはスポーツ用に持っている人たちは、こういうトロツキストによる被害者になっていくわけですね。加害者を処罰することが必要なんです。そういう意味で、こういうライフル銃等があるいは拳銃等が不法に所持されて、それが犯罪に供せられる。その組織ですね、そういう団体、これをもっと厳重に処罰することがこの銃砲刀剣等による犯罪を取り締まる基本ではないか、こう考えまして、そういう観点から質問を続けていってみたいと思うのであります。

そこで、相当数の銃砲刀剣等が不法に所持されている。この不法の所持そのものが非常に重要だと思ふのです。その中の一つに密輸入があるとしますが、第一にその点を検討してみたいと思ひますが、米軍関係からの横流し、これが一つの重要な事態になっておるのであります。これはどのくらいありますか。米軍関係からの銃砲等の横流し、それは数字にしてどのくらいあるでしょうか。

○長谷川政府委員 警察のほうで不法所持ということで事件にしまして押収しました銃砲刀剣の中で、米軍関係から出てきたと見られるものを申し上げます。

拳銃関係について申しますと、昭和四十三年は総数で二百六丁を押収しましたが、そのうち十九丁が米軍関係であります。昭和四十四年は、総数で二百三十三、そのうち三十九丁は米軍関係。昭和四十五年は総数で二百四十五丁、そのうち二十丁が米軍関係でございます。拳銃等につきましては、総数で昭和四十三年は二千五百八十七丁押収しておりますが、そのうち米軍関係は、散弾銃四丁、それから昭和四十四年は米軍関係三丁、それから同じく四十五年には四丁という状況でございます。

○林(百)委員 そこで、相当の数が米軍から横流しされているというふうに思うのですが、その取り締まりについてはどういう措置を警察当局でとっているのでしょうか。長官、これはどういう方針でやるつもりですか。これから相当流れてくる可能性があるわけですね。これをどういうふうに取り締まるおつもりですか。

○後藤田政府委員 米軍といえども、そういった場合に日本人の場合と全く同じ態度で私どもは取り締まりをやっております。

○林(百)委員 その次に、これは最近の新聞記事にあるわけですが、暴力団の山口組、これは三月十三日の産経の夕刊を見ますと「神戸に本拠を持ち、全国二府三十三県、四百五十八団体、約一万人の団員を系列下に置く日本最大の暴力団、山口

組が沖縄の暴力団と組み、大量のピストルやマシンガン等を密輸しようとした事件が摘発されたが、本土復帰を前にすでに沖縄の全土が山口組系の暴力団に「汚染」されていることが警察庁と琉球警察本部の十三日までの調べでわかった。」という書い

ております。

〔古屋委員長代理退席、委員長着席〕
大量のピストルやマシンガンがこういう暴力団を通じて沖縄から入手されたようという。沖縄では銃が入手しやすいし、また麻薬なども入手しやすいし、また売春防止法も適用されていないというところから、本土の暴力団がここから資金源を求めやすいなど、米軍の占領下で無法地帯になっている区域もありますので、非常にこのことについて沖縄県民を不安と恐怖におとしめられているわけでありまして、この山口組の沖縄進出について「警察庁と琉球警察本部の十三日までの調べでわかった。」大量のピストルやマシンガンを密輸しようとした事件、これがわかった、こういうわけておりますけれども、これはどういう事態ですか。ちょっと説明していただきたい。

○長谷川政府委員 かねてこういう点につきましては、日本内地の警察も、それから琉球のほうとも十分連絡をとっているというわけでおるわけでございますが、御指摘の点は、本年の三月の十日に、お話しのように、神戸にあります山口組系暴力団員二名が拳銃五丁、実包九十九包、それからマシン拳銃一丁を定期船によりまして神戸港に陸揚げをして密輸入するという情報がありまして、それを逮捕、押収したわけでありまして、

なお、この事犯につきましては、兵庫県警におきまして引き続き目下捜査中でありまして、それから琉球警察におきまして、現地におきまして捜査を進めておる状況でございます。

○林(百)委員 「大量のピストルやマシンガンを密輸しようとした」というこの「大量」というのは、いま言った数字ですか。この新聞には「大量のピストルやマシンガンを密輸」といたしていますが、大量ということが書いてありますが、マシン

ガンなども入っているのじゃないですか。

○長谷川政府委員 現在まで判明をいたし、押収いたしておき、先ほど申し上げましたとおりでございます。

○林(百)委員 これは警察当局に聞いても直接の当事者ではないけれども、売春防止法が適用されないというところで、ここから本士の暴力団が人身売買とか、いろいろ資金源を求めておられるということもあるわけですね。この売春防止法が一九七二年一月一日から沖縄に適用されるということになっておられるわけですね、これについては警察当局としては、まあ政策的な問題もからんでおられますけれども、公安委員長、これをどうするか。これは政策的な問題もあるわけですから、国務大臣のあなたにお聞きしますが、沖縄の売春につきまして、これを暫時どういうように取り締まっていこうつもりですか。沖縄に売春防止法の適用がなくて、自由に売春が行なわれておられるわけですね。これを一九七二年一月一日から施行したいと思っておられるというわけですね、その経過的な措置を政府はどういうつもりですか。ここから本土の暴力団が非常に大きな資金源を得ておられる。それにからんで、いま言ったような大量な武器の輸入までがからんできていくということなんですか、どうでしょう。

○荒木国務大臣 法律が施行せられませんが、これは、わがほうとしてどうもしようがないかと思っております。

○林(百)委員 はなはだ簡単率直ですが、それまでは野放ししておくと、本土の暴力団が、沖縄に売春防止法の適用がないということと、人身売買をしようとする、そういうことに対する取り締まりについては配慮されておられるのですか。これは長官でけっこうです。大臣に聞いたって木で鼻をくくったような答弁ですから。

○後藤田政府委員 沖縄の中での売春防止法は、ただいま大臣がお答えしたとおり、それ以外方法が私もないと思います。問題は、御質問の中に、そういう沖縄の状況を利用して内地の暴力団が

人身売買その他をやっておるのではないかと、こういうお話でございますが、それについては、もちろん私も私としても厳重に取り締まりを、これは日本の国内法で、現在沖縄の法律の適用を受けてないわけですし、同法の適用を受けておる日本人です。それから、それについては十分取り締まりをやつてまいりたい、かように考えます。

○林(百)委員 次に通産省にお尋ねしますが、右翼で、有名な笹川良一氏を会長として、政界のものを応援しております。ここで具体的な名前を言うのは差し控えますが、伝えられているいわゆる反共の右翼団体である勝共連合というのがあつたわけですね。これが昭和四十四年に韓国から空軍散弾銃二千五百丁を輸入しました。これに対して通産省は許可を与えたのですか。これは与えたのでしょうか。どういふ事情で許可を与えたのですか。このいきさつを述べてください。

○山形説明員 お答えいたします。ただいま先生のお話しの勝共連合といいますが、そこに割り当てをしたものではございません。で、割り当ての対象は幸世物産という拳銃の輸入業者でございます。四十三年一月十六日に空軍散弾銃二千五百丁の輸入許可をいたしておられるわけでございます。輸入貿易管理令に基づきましてこの許可を行なっておられるわけでございますが、二つ条件がございます。一つは、武器等製造法によりまして販売許可をその輸入申請者が持つておられることが一つでございます。もう一つは、相手先と輸入総代理店契約を結んでおられる、こういう条件で運用いたしておられるわけでございます。四十三年当時、幸世物産は一応この条件に合致いたしたもので許可をいたした次第でございますけれども、当時空軍散弾銃は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の施行規則に基づきまして猟具として禁止されていなかったわけでございますので、そういう他の法令との関連もございまして、四十三年にはこれを許可いたしました次第でございます。四十五年六月一日からいまだ申し上げました鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則によりまして、その改正が行なわ

れまして、空軍散弾銃は猟具としての禁止を行なうことになったわけでございます。その後申請が一回ございましてけれども、これを不許可にいたしておる次第でございます。

○林(百)委員 その後の申請は何丁だったのですか。

○山形説明員 その後一万五千丁の申請が出ておつたわけでございますが、これはただいま申し上げましたような経緯でございまして、不許可にいたしております。

○林(百)委員 二千五百丁とか一万五千丁というふうな、これは空軍散弾銃ですけれども、こういうものが輸入されるのが普通の事態だと通産省はお考えになったのですか。一体その幸世物産と勝共連合との関係というのは、その後になつておわかりになりましたか。そのことが一つ。

それから警察庁にお尋ねしますが、勝共連合の目的というのは一体何ですか。これはだれが見たつて右翼ですね、笹川良一氏が会長なんだから。そういう右翼に二千五百丁もの空軍散弾銃や一万五千丁の空軍散弾銃の輸入を許しておいて、そしてライフル銃の保管のしかたをどうするか。こうすると、こんなことを言つたつて——これを私が泳がしておると言うのです。こういう右翼を野放ししておいて、そういうものにどんどん輸入を許しておいて、そうして善良な、いままで散弾銃を持っていたとかライフル銃を持っていたとかいうような人の取り締まりを厳重にしようとするというものは、これは本末転倒じゃないですか。勝共連合の目的、これは警察庁はお調べでしょうか。右翼ですから、どういう目的ですか、言つてください。

○山形説明員 空軍散弾銃二千五百丁、非常に多い数字でございますけれども、空軍散弾銃の使用目的は、大抵射的用途と狩猟用というところでございまして、先ほど申し上げましたように、当時鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の施行規則におきましてもこれを猟具として禁止していなかったような状態でございますので、四十三年当時といたしま

しては、妥当な輸入物件であるという判断をしたわけでございます。

それからもう一つの御質問の勝共連合との関係でございますが、その後の調査によりまして、幸世物産が勝共連合と資金的につながりがあるのではないかと、このことにつきましては、われわれのほうとしても、大体そういう判断をとつておる次第でございます。

○後藤田政府委員 お伺いをしておると、けしからぬ団体を泳がしておる、そういうところを取り締まらないで、善良な人間の所持を禁止しても意味がないじゃないか……(林(百)委員「意味がない」とは言いませんよ、本末転倒じゃないかと言っている」と呼ぶ) こういう御趣旨のように承つたわけですが、これは私はあなたの御意見に必ずしも賛成できない。個人の所持なり保管なりも十分規制しませんが、その所持なり保管なりがルーズなためによくない団体に流れていくということなんです。そこで、個人の所持なり管理なりも十分にやつてもらふし、同時にまた、よくない団体については警察は全力をあげてこれを取り締まる、これは当然のことでございます。

そこで、幸世物産と勝共連合というのをはきわめて密接な関係がございまして、ただいま通産省からお話があったように、二千五百丁の空軍散弾銃が輸入をせられた。私はこの空軍散弾銃というものが輸入せられた経緯は、通産省として、その当時の状況でやむを得なかったと思ひます。しかし、問題は、こういう銃砲刀剣類所持等取締法の対象になる銃砲といふものは、狩猟の用具にするとか、運動といふもの、競技の用とか、それそれ目的がきまつておられるわけですね。その目的に照らしてこの空軍散弾銃がはたして適正なものかという点に私は疑問を抱いたわけでございます。そこで農林省とよくお話をいたしまして、農林省のほうでも、この空軍散弾銃は半矢になるのです、ね、したがって猟具としては不適切ということ、規則を改正していただいて、第二回目以降は輸入を禁止するというところで処置をしたわけでご

ざいます。

私どもとしても、したがってこういうものをほらうてあるわけではないわけなんです。十分に私どもとしてはそれは監視をして、そしてこの二千五百丁以外は自今入れない、こういう処置をした。ところが、今度はこの輸入業者のほうは、器具でだめなら、それじゃ競技用でどうだ、こういうことを私のほうに言ってきた。しかし、今日空気散弾銃の競技というのは一体あるのか、どこにもないじゃないかということ、私どものほうとしては認めない、こういう態度で今日に至っております。したがって、私どもとしては、この空気散弾銃を認める意思はございません。

それからもう一つの御質問の、勝共連合はどんな団体かとおっしゃいますが、勝共連合というのは、要するに反共を団体の主義主張、綱領として活動しておる団体でございます。

○林(百)委員 反共を主義主張としておる団体で、韓国とはどういふ関係があるのですか。どうして韓国からこんな空気散弾銃を入れるような、そしてそれが資金源になるような、そういう団体になつていくのですか。これは通産省も認めていないという関係があるのですか。それは調べてないならいなくてやむを得ない。通産省では資金的な関係があるというようにわかつてきたと言っているのです。

○長谷川政府委員 勝共連合は、その前は統一原理教会というふうに出ておりました、これは韓国との関係は、韓国人の文鮮明という者が世界キリスト教神聖統一教会というものをつくりまして、そして宇宙を支配する根本原理は神である、その原理でいろいろ世の中をよくするのだというようなことを基本にしましていろいろやっているわけですが、その文鮮明の運動が統一原理教会、さらに勝共連合の基礎になっておるのでございます。そういうことで、韓国との関係は密接な関係があるわけでございます。

○林(百)委員 神によって世の中をよくするというのが、何で反共になるのですか。そんな抽象的

な目的と、具体的に言っている政治目的とは、全然違うじゃないですか。警察庁の調査はその程度ですか。その程度ならその程度で、そう聞いておきますよ。私は、そういう点が甘やかしているということだと思ふのです。そんな抽象的な理念じゃない。現実に行なっているのを見てもらいなさい。はっきりと反共的な政治行動をしている。しかも目に余るものがある。そういうものが韓国からこういう空気散弾銃を一万五千丁も入れようという計画を立てている。これは二度目は長官の言うように入れるのをやめたといひますけれども、前には二千五百丁も入っている。これが資金源になつていく。これはもう明らかに政治的なつながりがないでしょうか。だから、私は長官にもよく言っておきますけれども、もちろん銃砲刀剣等による極悪犯罪を防止しなければならぬという点については人後に落ちないけれども、しかし、こういう団体を野放しにするというのが、私たちから見れば、非常に手ぬるい。むしろ甘やかしているんだ。こういう状態にしておきながら、そして善良な所持者に対して、五十万の人があつたかも知れないが、ごく取り締まるということになると、真犯人があるからとまでは言っていないけれども、何かこの人たちが犯罪の温床でもあるかのごとく、しかも五年たてばいま持っている人たちの権利は全部喪失するんだということまで——参議院では修正したそうだけれども、そういうことまでいくという人になれば、これはやはりライフル銃を持っている人でもそれから散弾銃を持っている人でも、日本の国民としての基本的な権利があり、財産権もあるわけなんです。そういう基本的な権利を侵害することになりはしないか、こういう観点で私は質問しているわけです。

たとえば、トロツキストを泳がしているという例でよく引くのですけれども、ここに毎日新聞と東京新聞の記事を述べますと、例の背叛社事件があるわけでしょう。まず毎日新聞の一九六九年八月七日付の夕刊を見ますと、「一九六八年十月六

日、アナキスト・グループ「背叛社」の本拠で火炎ビンの爆発事件が発生した。その主謀者と田俊一が実は警視庁公安部のスパイだったのである。和田と接触していた警視庁公安一課の岡田敬作警部補と深沢亮治巡査部長の二人が、警視庁公安一課長補佐の決裁をうけて一九六八年七月から九月までのあいだ、前後五回にわたり合計十一万円を和田に渡したという事実を公判廷ではっきり認めた。和田はこれを「軍資金」とよんでいった。岡田警部補は、そのほかにも十九万円にのぼる和田の医療保護手続を世話していたのである。和田はその「軍資金」で「火炎ビンに使う硫酸やビンを買った」がさらに岡田から、「共産党本部だけでなく自民党と」よく自民党の諸君も聞いておいてください。「自民党と公明党の本部も襲撃したらどうかと指示された。治安立法がしやすい、という話だった」これは毎日新聞。

続いて東京新聞は「岡田警部補が情報を集めるため、和田と前後五回接触、十一万円を情報の謝礼として渡したの事実。暴力的な結社や危険分子の情報をとるのは公安警察として当然のこと。これはアナキストにとどまらず、極左暴力学生などに對しても同じである。今度のことは一般的公安警察の仕事の一端が明るみに出ただけのことだ」こういって、金でやっているといる手だてを講じているわけですよ。こういう点が、一方、十一万の金をもらつたり十九万の金を警視庁からもらっているほうからいへば、甘やかせることになるわけですよ。

今度の京浜安保共闘の問題を調べてみました。これも捜査本部は未解決の爆発事件との関連を調査することになっている。「田代は四十四年九月愛知外相の訪米に反対し、米大使館に火炎ビンを投じたため、東京水産大附属内に火炎ビンを準備した事実を認めた。しかし、同年秋岐阜県大垣市の飯山から盗んだダイナマイト約百二十本のうち、未使用の約五十本の隠し場所や今度の銃砲強奪事件など同派の武器調達作戦についてはいさ口をつぐんでいる。捜査本部は未解決の爆発事

件との関連を調べることにしているが、同派が四十四年十一月米軍の厚木、立川基地に時限装置付きダイナマイトを仕掛けた事件や昨年五月立川、横田基地内で起した爆発事件などで基地の金網を鋭利なベンチで「L」字型に切つて侵入しており、金切りベンチをこれほど自由自在に使えるグループは限定されるとの見方を強めている。これまで同派は基地爆破など三十五件の事件を引き起こし、四十九人が逮捕されているが、さきの両基地爆破事件を含めて十四件の事件で犯人が未逮捕。同本部はこの未解決事件との関連を捜査する。こういふように前から事件の起きている団体なんですね。こういうものが未解決のまま放置されているわけでしょう。田代なんか四十四年九月愛知外相の訪米に對して火炎びんを投げ込んだけれども、また今度新しく逮捕されているのではないですか。こういうところを私たちは甘やかしていると言っているわけなんです。京浜安保共闘のその後の捜査はどうなつていくのですか。だから、こういう背叛社事件とか京浜安保共闘のこういう事件を見ますと、あなた方は捜査のために金もやつた、そしていろいろの便宜もはかつてやつたというけれども、それは口実であつて、事實はそういう団体は警視庁のそういう首脳部と関係があるというところで、大手を振っているのことがやれる。こういう連中が真岡でもつたたとえば京浜安保共闘なりが塚田銃砲店を襲っている。ここを取り締まるのが大事じゃないですか。それだけ盗れば塚田銃砲店のはうが悪いとか、あるいは金で買つて届けない、その届けない者が悪いから罰金を一万円科すとか、そういうことは国民は納得できないじゃないですか。どうでしょう、あなたは妙な笑ひ方をしているけれども。

○後藤田政府委員 どのような団体でありまして、それが政治的な主義主張を掲げ、合法の範囲内でもやっている分には、これは私どもとしてはどうにもなりません。問題は、そういう団体の中で主義主張も過激であるし、同時に暴力に訴えて自分の主義主張を達成しようとするもの、これが

そこで御質問の中に、京浜安保共闘であるとか、いろいろのなかに金をやったり泳がしているのではないか、こういう御質問でございますが、それらの団体は、多くは地下に組織を持って活動をして、おる非公然の団体でございます。したがって、これらの犯罪を予防し、起きた場合に検挙するといふためには、何としても情報が必要でございします。したがって、その情報が入手する場合に、一定の実費支弁といいますが、そういう形で情報費を使わなければならぬという点は、これはやむを得ないことである、私はこういうふうに考えております。

それからまた、京浜安保共闘を泳がしている例で田代云々が出ましたけれども、一たん逮捕してその事件の捜査をする、あと起訴をする、そして判決がある、これが出てくる。判決がなくなるとも、途中で一定の時期がくれば釈放になる。それが再び犯罪を犯す。これは私どもとしては決してそうしてくれというわけにはいきませんけれども、これは何とかしてもう少し拘置してもらいたいと思いますけれども、これは法のたてまえでやむを得ないだろう。それが再び犯罪を犯せば、私どもは検挙する。

京浜安保共闘の問題でございますが、昨日警備局長からお答えしましたように、現在未逮捕の九名と未発見の九丁の猟銃と六百発ばかりの弾丸の発見、これに警察が全組織をあげて検挙、捜査に当たっております、これが実情でございます。何もこういうものを取り締まっておりますじやないか、そうして塚田銃砲店云々とおっしゃいますけれども、今日、国民の大多數の人は、警察が全力をあげて、こういった暴力に訴えて凶悪犯を犯しているものを一生懸命やっているのだということとは、私は了解をしていただいておるもの、こういうふうにご考へます。

三月二十一日付の朝日新聞によりますと、「暴力団の義理かけ」に課税」という記事が掲載されております。暴力団幹部の出所祝い、葬儀、襲名披露等の収入について、いままで、世間一般の結婚祝い、香典と同じように考えて非課税にしていたのを、今後は課税することにしたということですけれども、暴力団の出所祝い、葬儀、襲名披露の義理かけは、これら暴力団の資金集めになっていたということは、これは警察庁知っていましたか。

○高松政府委員　こゝ一、二年義理かけが非常にはなやかに活発になったことにつぎましては、私どもは、その一つの目的は、自分の組の勢力を保持すること、もう一つの目的は、やはり資金集めではないかというふうに見ておつたわけでございます。

○林(百)委員 国税庁にお尋ねしますが、いまま
でどうしてこういうものに対して課税をしなかつ
たのですか。

○早田説明員 暴力団関係につきましては、その収入が、たとえばテラ銭とか恐喝の金とか、違法なものでございまして、これは税法上は所得を構成いたしますので、従前も課税しておるわけでございます。今回特に問題になっておりますのは、私どもとしましては、当然これは課税所得を

構成するものと考えておるわけでございますが、一般の香典なりあるいは結婚祝いなり、そういうような、いわゆる個人からの贈与ないしは、法人の場合には一時所得になるわけでございますが、そういうような形で課税をすべきか、あるいはまた、むしろ義理かけ、襲名披露、こういうような名目でいろいろの会を催しまして、その裏で賭博行為を行なうというようなことがあります場合には、それは単に通常の贈与税なり法人からの場合は、

○林(百)委員　いままでは、暴力団幹部の出所祝い、葬儀、襲名披露等の収入については、一般の結婚祝いなどと同じと見て、これをかけていなかったのでしょうか。かけていなかったのですよ。今度は、あなたの言うように、これをかけるようにしたということで、税金の面からいっても非常に見のがしをしていたのではないですか。これは、だれが見たって、こういうような出所祝いだとか襲名祝いだとか、これが暴力団の資金源にな

るのですよ。それを一般の結婚祝いと同じように税金もかけないということは、これは暴力

団の資金源を国税庁は温存させることに協力することになるのではないだろうか。いままでの措置と今後の措置をもう一度はつきりとここで言っていたきたいと思う。どういう調査の方法をして、どういうように課税していくか。

○早田説明員 私ども、税務調査といたしまして

て、暴行団関係のそういう金と申しますのは、案外金を払った方が何にも言わない、あるいは脅迫が裏にあるというような場合にはむしろ泣き寝入りするということ、必ずしも実情が個々の納税者についてわからない場合があるわけでございます。したがって、従前でございますと、贈与税云々の点でございますが、現在の贈与税の取り扱い、一般に社会通念上妥当であると認められる金額までは課税いたさないという点、

調査は必ずしも私とみただけでは十分できません。この点につきましては、従前から警察庁のほうともいろいろ情報を交換し、かりに警察庁のほうが一つの事実について摘発をされた、その場合にこういう祝儀があつたという場合には、その祝儀の額あるいはそれに伴つた費用等は私どものほうが連絡を受けるといふようなことで、警察当局とも十分連絡をとり、警察当局の資料等も拝見して、適正な課税を行ないませんと、国税の一般の税務調査だけでは必ずしも十分な点がございません。したがつて、警察とも十分連絡をとり、この点は従来のとおりでございますが、そういう点において暴力団の課税を適正に行なっていくという所存でございます。

○林(百)委員 長官、いま国税庁はそう言っていますが、警察のほうでは、どうやって、こういう

襲名祝いだとか所祝いだとか、そういう場合の祝儀だとかなにかを調査するか。これは課税はしたいと言っているのですね。しかし、それについての調査権は、警察と協力しないとできないから、国税庁だけではと言っていますが、警察庁ではどうするつもりですか。

○高松政府委員　いろいろ義理にかけてどれくらい金が集まるのかというのは、これを証拠的に固めるといえるのはなかなかむずかしいことでございます。従来はその点が、課税問題を常に見ながら思うようにできないのも、一つはそういう証拠的にはつきりできない場合が非常に多いということでもあります。先般たまたま問題になりましたのは、暴力団の事件で家宅搜索をやりましたところが、たいへんきれいな帳簿が出てまいりました。きち

んと全貌がはっきりわかる、こういうものがありました。これは明らかに襲撃披露の際の経費の明細がきちんと出てまいりました。それを税務当局に連絡をして、それでこれの課税をやるというようなことにいたしましたわけでございます。大体私どもがそういうふうな金額の面で固めてまいりますのは、いろいろな事件に際して、押収捜索その他の際の資料に基づくものが多いわけでございます。

○林(百)委員 警察庁へお尋ねしますが、最近阪神地方で護国団と称する右翼団体が暴力事件を起こしたのですが、このときは、どういう凶器を使って、どういう事態が起きたのですか。

それはそれで聞きますが、公安委員長、この護国団に政治献金が行なわれておるわけですか。広島銀行から八万円、福島相互銀行から二十万円、西日本相互銀行から十万円、大和銀行から十万円、淀川製鋼所から十万円、これは政治資金規正法で官報に届け出されておるわけですが、この護国団がどういふことをやったかということ、そういうものへ財界からこういう献金をするということ、これは佐藤内閣の国務大臣として好ましい事態であるかどうか、この点もあわせて、どういふ事態が起きたかのほうは警察庁でけっこうです。国家公安委員長にそういうことまで聞きませんけれども、こういう財界から、何々銀行何々銀行がもう四つからも献金があり、淀川製鋼所からもあるというようなことは、こういうことを称して右翼団体を甘やかしているというようにいわれてもしかたないのじゃないかと思うのですけれども、その辺を明らかにしていただきたいと思ひます。

○高松政府委員 関西護国団の事件につきましては手元に詳しい資料を持っておりませんが、要するに、一つは関西護国団の阪神支部長である永田という男が自分の部下に射殺されたという事件、もう一つは、この事件のからみもございしますが、もう一名民間人が連れ出されてやはり射殺されたという事件でございます。両方とも凶器は拳銃でございます。

○荒木国務大臣 護国団というものを、私は寡聞にしてよく存じませんが、政治資金規正法上結社の届け出があつて合法的なものである限り、それに政治献金をして、政治資金規正法の届け出をちゃんとしている限りについては格別問題がないのじゃないかと思ひます。

○林(百)委員 好ましい事態であるかどうか聞いています。そういう善良な市民を射殺するやうな右翼団体にこういう銀行が、いろいろな銀行が十万とかなんとかいうような献金をするという事態は、治安の確保の上から好ましいかどうか、佐藤内閣の国務大臣としてどうお考えになるかと聞いています。よ。合法か非法かを聞いていますのじゃないのです。そういう政治的な姿勢を聞いています。

○荒木国務大臣 それはあまり賢明な企てではないと思ひます。

同じような問題で警察庁にお伺ひしたいのですが、暴力団の葬儀、襲撃披露等に、国会議員だとか地方議員だとか、議員が相当数花輪を贈つたりしている事態が間々見られるわけです。こういうようなことは治安の確保の上からいって、政治の責任を負う者が、もしそういうことがしてあるとすれば、それは好ましい事態と思ひますか、どうですか。――それでは国家公安委員長にお尋ねします。

私の質問をあなた初めから聞いていないから、私の考えというのはわからないので、こういう暴力団の葬儀、襲撃披露、そういうところへ国会議員だとか地方議員が花輪を贈るとか、祝儀を贈るとか、そういうようなことがあるとすれば、治安の任に任ずる国家公安委員長としては好ましいと思ひます。どうかということをお聞きしている。そういうことをするとすれば、そういう者を甘やかすことになるので、どう思ふかと聞いています。

○林(百)委員 賢明でないことがしばしば行なわれておりますので、私はかねて警告を発しているわけなのです。

結論を申し上げますけれども、以上私は暴力団、トロツキスト、右翼団体が、いろいろの私の事例からいえば、これは甘やかされているのじゃないかというように思ひます。あるときには、これが捜査の名のもとに警視庁の首脳部と一部つながっている、あるいは献金によって保護育成されている、こういう点を指摘したわけです。こうした甘やかしを徹底的に改め、取り締まりをするだけじゃなくて、経済的、政治的にこれらの団体が活動を持続することができないような総合的な対策が必要だと思ひます。こうした場合に不十分にしたまま、かりにライフル等の規制をどれだけ強化しても、彼らは法の網をくぐって銃砲刀剣の不法に入手する、そして現在多数の銃砲刀剣の不法所持による犯罪が行なわれていることになるわけなのです。さらに、参議院による修正案のように、現在まで所持していた者が本法施行後五年後には所持できなくなるといふのは、一方ではこういう団体を許しておきながら、そういう財産的な権利を五年で打ち切ってしまうといふのは、善良な三十一万以上のライフルや散弾銃の愛好者に対する財産の正当な権限を侵すことになるし、むしろそういう人たちの責任であるかのごとき本末転倒の事態を国民に印象づけることになると思ひます。そういう意味で、ライフルがあるいは銃銃等が犯罪に使われないうような万全の対策を立てることが、こういうものを不法所持し、そういうものを窃取し、暴力でそういうものを強取し、あるいは密輸入し、あるいはそういうものを不法所持で極悪犯罪に提供するというような、そういう組織を厳重に取り締めることが重要ではないか……。

○菅委員長 林君、御質問ですか、討論ですか。討論はあとにしてください。

○林(百)委員 討論じゃないです。これは最後は質問になるわけです。

これが根本的な対策だというように私たちは考へるわけですね。そういう意味で、この法案に対しては、私のほうは棄権の態度をとるつもりですけれども、これが根本ではないかと思ひますけれども、最後にこの点を、委員長からのお話もありましたけれども、質問して、私の質問を終わります。

○後藤田政府委員 銃砲刀剣類につきましては、その所持については銃砲刀剣の危険性にかんがみまして、十分規制を加えてまいると同時に、それらを使うおそれのある団体、これらにつきましては、御説の中にあつた総合的な対策で取り締まりをきびしくしてまいりたい、かように考えております。

○荒木国務大臣 銃砲刀剣類の製造も保管も所持もともに保安の対象として厳重に取り締まなければならないというのが銃砲刀剣類等の取締法の趣旨だと思ひますから、それは厳重にいたします。

同時に、五年間の期限を付したことを、私有財産保護の見地から御不満のようなことばですけれども、林さんのおことばとしては少し伺ひないように思ひますが、これもやはり安全、公安の保持という見地から適切な処置であると存じております。

○林(百)委員 終わります。

○菅委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○菅委員長 これより討論を行なうのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕
○菅委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 中村弘海君、山本弥之助君、小濱新次郎君及び吉田之久君から、四派共同をもって、ただいま議決いたしました法律案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。中村弘海君。

○中村(弘)委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表いたしまして、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に對しまして附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり次の諸点に留意して銃砲火薬類による危害の防止について、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一 小口径ライフル銃は、それが有する危険性に比して銃具としての必要性に乏しいので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく銃具としての禁止措置を講ずること。

二 最近における銃砲店襲撃事件の発生にかんがみ、銃銃等の製造事業者および販売事業者の店舗等の態様を含めて事業の許可の基準を厳格にし、これらの事業者に対する公安委員会の指導監督を強化するとともに、さらに銃銃等の所持者に対する保管についての指導を徹底することにより国民の不安を払拭するよう万全の対策を講ずること。

三 銃銃用火薬類による危害の防止の徹底を図るため、狩猟用残火薬類の所持および銃銃用火薬類の譲受けに対する規制を強化するとともに、銃銃との分離保管を含めて銃銃用火薬類の貯蔵の技術上の基準に関する規制をさらに強化する措置を講ずること。

四 銃銃用火薬類以外の火薬類についてもその貯蔵および消費に関する規制を強化する措置を講ずること。

右決議する。
以上であります。

何とぞ皆さま方の御賛同をお願いいたします。

(拍手)
○菅委員長 本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立総員。よって、中村弘海君外三名提出のごとく附帯決議を付することに決しました。

国家公安委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。荒木国務大臣。

○荒木国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力してまいりたいと考えます。

○菅委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に對する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○菅委員長 道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

荒木国務大臣。

目次中「第六十三條の三」を「第六十三條の二」に、「第百十四條の四」を「第百十四條の五」に改める。

第二条第三号中「縁石線又は」を「縁石線若しくは」に改め、「工作物」の下に「又は道路標示」を加え、同条第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 本線車道 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四條第一項に規定する道路をいう。以下同じ)又は自動車専用道路(道路法第四十八條の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ)の本線車道により構成する車道をいう。

第二条第四号中「道路標示」の下に「(以下道路標識等」という)を加え、同号の前に次の一号を加え、同条第七号の二を削る。

三の四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

第二条第十四号中「人力又は」及び「文字又は」を削り、「進め、注意、止まれ又はその他の」を「交通整理のための」に改め、同条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 進行妨害 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならぬこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

第二条に次の二項を加える。

2 道路法第四十五條第一項の規定により設置された区画線は、この法律の規定の適用については、総理府令・建設省令で定めるところにより、道路標示とみなす。

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車いす又は小児用の車を通行させている者

二 自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪の自転車(これらの車両で側面付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く)を押して歩いている者

第四条の見出しを「(公安委員会の交通規制)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という)は、道路における危険を防止し、その他の交通安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができ、この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等を設置する交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができ、

2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

第四条に次の一項を加える。

道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

第四条の付記の次のように改める。

(罰則 第二項後段については第百十九條第一項第一号、第百二十一條第一項第一号)

とを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。を通行することができる。

第十八条の見出しを「(左側寄り通行等)」に改め、同条第一項中「次項において同じ。」を削り、

「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に、

「の規定により道路の中央に寄るとき、若しくは

同条第四項の規定により道路の中央に寄るとき、若しくはは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を

通行しなければならない。

第二十条の次に次の一条を加える。

(路線バス等優先通行帯)

第二十条の二 道路運送法第三十二条第二項第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の政令で定める自動車(以下この条において「路線バス等」という。)の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路において、

は、自動車(路線バス等を除く。以下この条において同じ。)は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない。ただし、この法律の他の規定により通行すべきこととされている道路の部分に当該車両通行帯があるときは、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 前条第一項本文の規定は、前項の車両通行帯の直近の右側の車両通行帯又は道路の部分を通行する自動車については、適用しない。

(罰則 第一項については第百二十条第一項第三号、同条第二項)

第二十一条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第二項第三号を次のように改める。

三 道路標識等により軌道敷内を通行することができるとされている自動車が通行する

とき。

第二十二条から第二十四条までを次のように改める。

(最高速度)

第二十二條 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においては、その最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

2 路面電車又はトロリーバスは、軌道法(大正十年法律第七十六号)第十四条(同法第三十一条)において準用する場合を含む。第六十二条において同じ。の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においては、その最高速度を、その他の道路においては当該命令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

(罰則 第百十八條第一項第二号、同条第二項)

(最低速度)

第二十三條 自動車は、道路標識等によりその最低速度が指定されている道路(第七十五條の四に規定する高速自動車国道の本線車道を除く)においては、法令の規定により速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その最低速度に達しない速度で進行してはならない。

(急ブレーキの禁止)

第二十四條 車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。

(罰則 第百十九條第一項第一号の三)

第二十五條の見出しを「(道路外に出る場合の方法)」に改め、同条第二項中「右に横断」を「道路外に出るため左折又は右折を」に改め、「(軽車両及びトロリーバスを除く。)」を削り、「前項」を「前二項」に、「道路の中央」を「それぞれ道路の左側端、中央又は右側端」に、「したときは」

を「した場合には」に改め、「車両は」の下に「その速度又は方向を急に變更しなければならぬ」となる場合を除き」を加え、「進行」を「進路の變更」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「右に横断する」を「道路外に出るため右折する」に改め、「道路の中央」の下に「(当該道路が一方通行となつてゐるときは、当該道路の右側端)」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条の付記中「第一項については」を「第一項及び第二項については」に、「第二項」を「第三項」に改める。

車両は、道路外に出るため左折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。

第二十五條の二第一項中「あるときは」の下に「道路外の施設若しくは場所に入出入するための左折若しくは右折をし」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。

第二十六條第二項を削る。

第二十六條の二の見出し中「及び制限」を削り、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の變更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を變更してはならない。

第二十六條の二を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

車両は、みだりにその進路を變更してはならない。

2 車両は、進路を變更した場合にその變更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、進路を變更してはならない。

第二十六條の二の付記を次のように改める。

(罰則 第二項については第二百二十条第一項第二号 第三項については第二百二十条第一項第三号、同条第二項)

第二十七條第一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項中「車両は」を「車両(乗合自動車及びトロリーバスを除く。)」に改める。

第二十八條第一項中「この条及び次条」を「この節」に改め、ただし書を削り、同条第三項中前二項を「前三項」に改め、「以下」を削り、「方向」の下に「又は後方」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 車両は、他の車両を追い越そうとする場合において、前車が第二十五條第二項又は第三十四條第二項若しくは第四項の規定により道路の中央又は右側端に寄つて通行しているときは、前項の規定にかかわらず、その左側を通行しなればならない。

第二十九條中「してはならない」を「始めてはならない」に改める。

第三十條各号列記以外の部分を次のように改める。

車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(軽車両を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

第三十條第一号中「交差点、踏切、」を削り、同条第三号中「横断歩道」を「交差点(当該車両が第三十六條第二項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く。)、踏切又は横断歩道及びこれら」に改め、同条第四号を削る。

第三十一條の次に次の一条を加える。

(乗合自動車の発進の保護)
第三十一條の二 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路

を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなればならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

(罰則 第二百二十条第一項第二号)

第三十三條第一項中「直前で停止し、」を「直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止し、」に改める。

第三十四條第一項中「左側」を「左側端」に、「公安委員会が道路又は交通の状況により、特に必要があると認めて交差点又はその直近の部分に指定した場合においては、その指定した」を「道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された」に改め、同条第二項中「公安委員会が道路又は交通の状況により、特に必要があると認めて交差点の部分に指定した場合においては、その指定した」を「道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された」に改め、同条第三項中「左側」を「左側端」に改め、同条第四項中「公安委員会が道路又は交通の状況により、特に必要があると認めて交差点又はその直近の部分に指定した場合においては、その指定した」を「道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された」に改め、同条第五項中「左側」を「左側端」に、「したときは」を「した場合においては」に改め、「車両は」の下に「その速度又は方向を急に變更しなればならないこととなる場合を除き、」を加え、「進行」を「進路の変更」に改める。

第三十五條を削り、第三十四條の二の見出しを「(指定通行区分)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「車両は、交差点で直進し、左折し、又は右折しようとする場合において、その通行している道路について前項の規定により」を「車両(軽車両を除く。)」は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定による」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条の付記中「第二項については」を「第一項については」に、「第三項」を「第二項」に改め、同条を第三十五條とする。

第三十六條を次のように改める。

(交差点における他の車両等との関係等)
第三十六條 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

一 車両である場合 その通行している道路と交差する道路(以下「交差道路」という。)を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車

二 路面電車である場合 交差道路を左方から進行してくる路面電車

2 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、その通行している道路が優先道路(道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。)である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

3 車両等(優先道路を通行している車両等を除く。)は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならぬ。

4 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から

進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならぬ。

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第二号 第二項から第四項までについては第二百十九條第一項第二号の二)

第三十七條の見出しを削り、同条第一項中「第三十五條第一項の規定にかかわらず」を削り、「進行を妨げ」を「進行妨害をし」に改め、同条第二項を削る。

第三十八條第一項を次のように改める。

車両等は、横断歩道に接近する場合には、当該横断歩道を通過する際に当該横断歩道によりその進路の前方を横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止することができるような速度で進行しなければならぬ。この場合において、横断歩道によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者があるときは、当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならぬ。

第三十八條第二項中「交通整理の行なわれていない横断歩道の直前で停止」を「横断歩道(当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道による歩行者の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。又はその手前の直前で停止)に、」に改め、同条第三項中「交通整理の行なわれていない」を削り、同条の付記中「第二号の二」を「第二号、同条第二項」に改める。

第四十條第二項中「(高速通行路を除く。)」を削る。

第四十一條第一項中「第十八條、第二十条第二項及び第三項、第二十五條第一項、第二十六條の二」を「第八條第一項、第十七條第五項、第十八

条、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項に、「第三十四条の二第二項並びに第三十八条第三項」を「第三十五条第一項並びに第三十八条第一項前段及び第三項」に改め、同条第二項中「第六十八条」を「第二十二條」に改め、同条第三項中「第十八条並びに第二十条第二項及び第三項」を「第十八条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二並びに第二十五条の二第二項」に改め、同条第四項中「第十八条、第二十条第二項及び第三項並びに第六十九条」を「及び第五項、第十八条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十三条並びに第二十五条の二第二項」に改める。

第四十一条の二第二項中「進行」を「通行」に改め、同条第四項中「第十八条、第二十条第二項及び第三項、第二十五条第一項、第二十六条の二」を「第八条第一項、第十七条第五項、第十八条、第二十条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項」に、「第三十四条の二第二項、第三十八条第三項」を「第三十五条第一項、第三十八条第一項前段及び第三項」に改める。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

(徐行すべき場所)

第四十二条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）

二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項)

第一類第二号 地方行政委員会議録第十九号

(指定場所における一時停止)

第四十三条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第三十六条第二項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項)

第四十四条中「次の各号に掲げる」を「道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の」に改め、同条第三号中「手前」を「前後」に、「前に」を「それぞれ前後」に改め、同条第七号を削り、同条の付記中「第百二十条第一項第五号」を「第百十九条の二第一項第一号」に改める。

第四十五条第一項中「次の各号に掲げる」を「道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の」に改め、「第六号に掲げる場所においては」を削り、同条第四号中「消火栓」の下に「指定消防水利の標識が設けられている位置」を加え、同条第六号を削り、同条第二項中「第四十八条第一項」を「第四十七条第二項又は第三項」に改め、「三・五メートル」の下に「（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）」を加え、同条の付記中「第百二十条第一項第五号」を「第百十九条の二第一項第一号」に改める。

第四十六条中「公安委員会が、道路又は交通の状況により特に支障がないと認めて」及び「（第四十四条第一号及び第七号並びに前条第一項第五号及び第六号に係るものを除く。）」を削り、「指定した場所においては、前二条」を「道路標識等により停車又は駐車をすることができるときとされているときは、これら」に改める。

第一類第二号 昭和四十六年三月二十六日

第四十七条の見出し中「停車」の下に「又は駐車」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加え、同条の付記中「第百二十条第一項第六号」を「第百十九条の二第二項第二号」に改める。

2 車両は、駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

3 車両は、車道の左側端に接して路側帯（当該路側帯における停車及び駐車を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたもの及び政令で定めるものを除く。）が設けられている場所において、停車し、又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 車両は、道路標識等により停車又は駐車の方法が指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならない。

(罰則 第百十九条の二第二項第一号、同条第二項)

(駐車時間の制限等)

第四十九条 車両は、道路標識等により同一の車両が引き続き駐車することができるときが制限されている道路の部分においては、当該制限されている時間をこえて駐車してはならない。

2 公安委員会は、前項に規定する道路の部分（駐車場法（昭和三十三年法律第百六号）第二条第一号に規定する路上駐車場（第百十条の二において「路上駐車場」という。）が設置されている道路の部分を除く。）について、総理府令・建設省令で定める構造のパーキング・メーターを設置し、及び管理することができ、この場合において、公安委員会は、総理府令で定める者にその管理を委託することができる。

3 車両は、第一項に規定する道路の部分に駐車する場合において、当該道路の部分について前項のパーキング・メーターが設置されているときは、当該車両の駐車につき政令で定めるところにより当該パーキング・メーターが作動されている場合でなければ、駐車してはならない。

4 第一項に規定する道路の部分について、駐車場法第五十四条第四項に規定する路上駐車場管理者により第二項に規定する構造のパーキング・メーターが設置されているときは、当該パーキング・メーターは、前項の規定の適用については、第二項のパーキング・メーターとみなす。

(罰則 第一項及び第三項については第百十九条の二第二項第一号、同条第二項)

(交差点等への進入禁止)

第五十条 交通整理が行なわれている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点（交差点内に道路標識等による停止線が設けられていないときは、その停止線をこえた部分。以下この項において同じ。）に入った場合においては当該交差点内で停止することとなり、よつて交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入つてはならない。

2 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、踏切又は道路標示によつて区画された部分に入つた場合においては、その部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入つてはならない。

(罰則 第百二十条第一項第五号、同条第二項)

第五十一条第一項中「第四十五条若しくは第四十八条の規定又は第四十九条の規定による公安委員会の処分」を「第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条又は第四十九条第一項の規定」に改め、「場合において、当該車両が道路における交通の危険を

生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがある」を削り、同条第三項中「、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあり、かつ」を削り、同条に次の一項を加える。

8 前項の規定により徴収する費用の額は、保管に係る費用以外の費用にあつては五千円を、保管に係る費用にあつては一日当たり三千円をこえない範囲内で都道府県規則で定めるときは、その定めた額とする。

第五十二条第二項中「行き違い場合」の下に「又は他の車両等の直後を進行する場合」を加える。

第五十三条第一項中「軽車両を除く」の下に「第三項において同じ」を加え、「横断し」を削り、同条に次の一項を加え、同条の付記中「第一項については」を「第一項及び第三項については」に改める。

3 車両の運転者は、第一項に規定する行為を終つたときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、同項に規定する合図に係る行為をしないのかかわらず、当該合図をしてはならない。

第五十四条第一項中「公安委員会が指定した」を「道路標識等により指定された」に改める。

第五十七条第一項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）」に改め、同条第二項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載重量等」に改め、同条第三項中「積載重量若しくは積載容量」を「重量又は容量」及び「重量及び容量」を「積載重量等」に改める。

第六十二条中「運転者は、」の下に「その装置が」を加え、「により定められた装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため交通の危険を生じさせるおそれがある車両等（以下「整備不良車両」という。）を」の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等

（次条第一項において「整備不良車両」という。）に改める。

第六十三条第一項中「前条の」及び「以下次条第二項において同じ」を削り、同条第二項中「図る」を「図り、又は他人に及ぼす迷惑を防止する」に改め、同条第三項中「危険」の下に「又は他人に及ぼす迷惑」を加える。

第六十三条の二を削り、第六十三条の三を第六十三条の二とする。

第六十六条の付記中「第二号」を「第三号」に改める。

第六十七条の付記中「第十一号の三」を「第十一号」に改める。

第六十八条及び第六十九条を次のように改める。

第六十八条及び第六十九条 削除

第七十一条中「前三条」を「前条」に改め、同条第二号中「白色に塗つたつえ」を「同項の規定に基づく政令で定めるつえ」に改め、同条第四号中「乗車している者」の下に「の転落」を加え、「貨物の転落」を「物の転落若しくは飛散」に改め、同条の次に次の一号を加える。

四の二 安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両から降りないようにし、及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講ずること。

第七十四条第二項中「第六十八条」を「第二十二條」に改める。

第七十四条の二に次の三項を加え、同条の付記中「第十一号の五」を「第十一号の三」に改める。

5 安全運転管理者の処理すべき事項の範囲は、総理府令で定める。

6 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、前項の規定に基づく総理府令で定める事項を処理するために必要な権限を与えなければならない。

7 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者について第百八条の二第二項第一号に規定する講習を行なう旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者に当該講習を受けさせなければならない。

第七十五条の三中「に對し、」の下に「第十七條第一項及び」を、「路肩」の下に「又は路側帯」を加え、「第三章第一節」を「第八章第一項、第三章第一節」に改める。

第七十五条の四を次のように改める。

（最低速度）

第七十五条の四 自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で運転してはならない。

第七十五条の五を削り、第七十五条の六中「高速通行路又は自動車専用道路」を「本線車道」に改め、同条を第七十五条の五とする。

第七十五条の七の見出しを「（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）」に改め、同条第一項中「高速通行路」を「本線車道」に改め、「入ろうとする場合」の下に「（本線車道から他の本線車道に入ろうとする場合にあっては、道路標識等により指定された本線車道に入ろうとする場合に限る。）」を加え、「進行を妨げ」を「進行妨害をし」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該交差点において、交通整理が行なわれているときは、この限りでない。

第七十五条の七第二項中「高速通行路」を「本線車道」に、「ときは」を「場合又はその通行している本線車道から出ようとしている場合においては」に、「進行」を「通行」に改め、同条を第七十五条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（本線車道の出入の方法）

第七十五条の七 自動車は、本線車道に入ろうとする場合において、加速車線が設けられているときは、その加速車線を通行しなければならない。

2 自動車は、その通行している本線車道から出ようとする場合においては、あらかじめその前から出口に接続する車両通行帯を通行しなければならない。この場合において、減速車線が設けられているときは、その減速車線を通行しなければならない。

（罰則 第二百一十一條第一項第五号）

第七十五条の八第一項第二号中「路肩」の下に「又は路側帯」を加え、同条第二項に後段として次のように加え、同条の付記中「第二百一十條第一項第六号」を「第二百一十九條の二第一項第二号」に改める。

この場合において、同条第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない道路上の場所」とあるのは「政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と読み替へるものとする。

第七十五条の九第一項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五及び第七十五条の七」に改める。

改め、同条第二項中「第七十五條の四第二項及び次条」を「第七十五條の四及び第七十五條の五」に改める。

第七十五條の十を削り、第七十五條の十一第一項中「高速通行路」を「本線車道」に改め、同条を第七十五條の十とし、第四章の二第三節同条の次に次の一条を加える。

(座席ベルトの装着)

第七十五條の十一 自動車の運転者は、高速自動車国道又は自動車専用道路において自動車を運転するときは、当該自動車に備えられている座席ベルトを装着し、及び当該自動車に乗車している他の者に装着させるようにつとめなければならない。

第八十五條第五項中「大型免許、普通免許若しくは大型特殊免許によつて運転することができ、普通免許若しくは大型特殊免許若しくは大型特殊自動車」を「大型自動車、普通自動車若しくは大型特殊自動車」に改める。

第九十條第一項中「合格した者」の下に「(当該運転免許試験に合格した日から起算して一年を経過していない者に限る。)」を加え、「で、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあり、これに免許を与えることが適当でない」と認められるものを削り、同条第三項中「判明し、かつ、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる」を「判明した」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許を保留され、又は第三項の規定により免許の効力の停止を受けた者が第百八條の二第二項第二号に規定する講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の保留の期間又は効力の停止の期間を短縮することができ、

第九十三條第二項中「同条第九項後段(第九十條第七項において準用する場合を含む。)」を「第九十條第七項若しくは第百三條第九項」に改め

る。

第九十六條第二項中「当該免許によつて運転することができ、普通自動車又は大型特殊自動車」を「普通自動車又は大型特殊自動車」に改め、同条第四項第一号中「当該免許によつて運転することができ、普通自動車又は大型特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改め、同項第二号中「大型免許、普通免許又は大型特殊免許によつて運転することができ、普通自動車又は大型特殊自動車」を「大型自動車、普通自動車若しくは大型特殊自動車」に改める。

第九十七條第一項中「仮免許の運転免許試験にあつては第一号から第三号まで、」を削り、「一、第二号及び第四号」を「及び第二号」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

三 自動車等の運転について必要な知識

第九十七條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号に掲げる事項についての運転免許試験は、第百八條の規定により国家公安委員会が作成する教則の内容の範囲内で行なう。

第九十八條第一項中「及び法令、自動車の構造及び取扱方法」を「知識」に改め、同条第三項中「適合しなくなつたとき」の下に「、又は指定自動車教習所を管理する者が第六項の規定に違反したとき」を加え、同条に次の一項を加える。

6 指定自動車教習所を管理する者は、公安委員会から当該指定自動車教習所の職員について第百八條の二第一項第三号に規定する講習を行なう旨の通知を受けたときは、当該職員に当該講習を受けさせなければならない。

第九十九條第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削る。

第百一條の二の次に次の一条を加える。

(更新を受けようとする者の義務)

第百一條の三 免許証の更新を受けようとする者は、第百八條の二第一項第四号に規定する講習を受けるようにつとめなければならない。

9 公安委員会は、第二項又は第四項の規定による免許の効力の停止を受けた者(第百八條第一項第三号に該当するに至らない程度の身体障害等自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じた者を除く。が第百八條の二第一項第二号に規定する講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することができ、

第百七條の五第二項中「同条第九項後段」を「同条第九項」に改める。

第七章中第百八條を第百八條の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(交通の方法に関する教則の作成)
第百八條 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができ、

するようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一 法令で定める道路の交通の方法

二 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、道路を通行する者が励行することが望ましい事項

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車又は原動機付自転車の運転に必要な知識

(講習)
第百八條の二 公安委員会は、総理府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行なうものとする。

一 安全運転管理者に対する講習

二 第九十條第一項ただし書の規定による免許の保留、同条第三項若しくは第百三條第二項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は第百七條の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三條第四項の規定による六月をこえない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者(同条第二項第一号又は第百七條の五第一項第一号に該当するこ

とを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。に対する講習

三 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習

四 免許証の更新を受けようとする者に対する講習

2 公安委員会は、総理府令で定める者に前項に規定する講習の実施を委託することができ、

第百九條の次に次の一条を加える。

(情報の提供)

第百九條の二 公安委員会は、総理府令で定めるところにより、車両の運転者に対し、車両の通行に必要な情報を提供するようにつとめなければならない。

2 公安委員会は、総理府令で定める者に前項の情報の提供に係る事務を委託することができ、

第百十條の二の見出しを「(特定の交通の規制等の手続)」に改め、同条第一項前段中「第七條第一項、第二十二條第二項又は第四十二條」を削り、同条第二項中「交通公害の防止を図るため第七條第一項の規定」を「第四條第一項の規定に基づき第八條第一項の道路標識等」に改め、「又は制限し」及び「又は制限」を削り、同条に次の五項を加える。

3 公安委員会(第五條第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四條第一項の規定に基づき、第二條第一項第三号、第三号の四、第四号若しくは第七号、第八條第一項、第十三條第二項、第十七條第三項、第四項第五号若しくは第五項、第十七條の三第一項、第二十二條第一項又は第二十三條の道路標識等(第十七條第五項の道路標識等にあつては総理府令・建設省令で定めるものに限る。第二十二條第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度をこえる最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。)により交通の規制を行なおうとするときは、当該規制の適用される道路(第十

七条の第三項及び第二十二條第一項の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあっては、道路法による道路に限る。の管理者の意見をきかなければならない。ただし、第八條第一項の道路標識等による交通の規制を行なう場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、すみやかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならぬ。

4 公安委員会は、高速自動車国道又は自動車専用道路について、第四條第一項の規定に基づき、前項本文に規定する道路標識等又は第十七條第四項第四号、第三十條、第四十二條若しくは第七十五條の四の道路標識等により交通の規制を行なうとするときは、前項本文の規定にかかわらず、当該道路の管理者に協議しなければならぬ。同項ただし書の規定は、当該協議について準用する。

5 公安委員会は、第四條第一項の規定に基づき、第四十四條又は第四十五條第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとするときは、その禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見をきいたうえで、期間を定めて行なわなければならない。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、当該地方公共団体の意見をきかないで当該禁止をすることができるとし、当該禁止をしたときは、すみやかに当該禁止をした旨及び禁止の期間を通知しなければならぬ。

6 公安委員会は、路上駐車場が設けられている道路の部分について、第四條第一項の規定に基づき第四十九條第一項の道路標識等により車両の駐車時間を制限しようとするときは、当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見をきかなければならない。

7 公安委員会は、駐車場法第三條第一項に規定する駐車場整備地区内において第四十九條第二項のパーキング・メーターを設置しようとするときは、同法第四條第一項の規定により路上駐車場設置計画を定めなければならないこととされている者の意見をきかなければならない。第二百二條第四項中「前三項の手数料の額は、千円」を「第一項から第三項までの手数料の額は一件について千円、前項の手数料の額は講習一時間について五百円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三百三條第九項前段（第九十條第七項又は第七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による」を「第八條の二第一項第一号から第三号までに掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第九十一條又は第九十二條第二項後段（第九十一條の二第三項、第九十二條第三項又は第七條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により運転することができない自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けたため、公安委員会の審査を受けようとするものは、審査手数料を当該都道府県に納めなければならない。

第二百三條の見出し中「道路使用許可」を「道路使用許可等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、条例で定めるところにより、第四十九條第二項のパーキング・メーターを作動させようとする者から手数料を徴収することができる。

第七十條中第四十四條の四を第四十四條の五とし、第四十四條の三を第四十四條の四とし、第四十四條の二の次に次の一項を加える。
(高速自動車国道等における権限)
第四十四條の三 この法律の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道又は自動車専用道路に係るものは、公安委員会の定めるところにより、当該高速自動車国道又は

自動車専用道路における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官に行なわせることができる。

第二百十八條第一項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条第二項中「第三号」を「第二号」に改める。

二 第三十二條（最高速度）の規定の違反となるような行為をした者
第二百十九條第一項第一号を次のように改める。

一 第四條（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六條（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者
第二百十九條第一項第一号の次に次の二号を加える。

一 第七條（信号機等の信号等に従う義務）、第八條（通行の禁止等）第一項又は第九條（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反した車両等の運転者
一 第三十二條（急ブレーキの禁止）の規定に違反した者
第二百十九條第一項第二号中「第二項」の下に、「第三十八條（横断歩道における歩行者の優先）を加え、同項第二号の二（自転車道の通行区分）第一項」の下に、「第十八條（左側寄り通行等）第二項」を加え、「第三十六條（優先道路等にある車両等の優先）第二項若しくは第三項、第三十八條（横断歩道における歩行者の優先）」を「第三十六條（交差点における他の車両等との関係等）第二項、第三項若しくは第四項」に、「第七十五條の六」を「第七十五條の五」に改め、同条第二項中「第一号」を「第一号の二」に改める。

第二百十九條の次に次の一項を加える。
第二百十九條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四條（停車及び駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八條（停車又は

駐車の方法の特例）又は第四十九條（駐車時間の制限）第一項若しくは第三項の規定の違反となるような行為をした者
二 第四十七條（停車又は駐車の方法）又は第七十五條の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為をした者
過失により前項第一号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 第二百二十條第一項第一号中「第六條（混雑緩和の措置）第一項」を「第六條（警察官等の交通規制）第二項」に改め、同項第二号中「第二十五條（横断の方法）第二項」を「第二十五條（道路外に出る場合の方法）第三項」に改め、「（車両距離の保持）」の下に、「第二十六條の二（進路の変更の禁止）第二項」を、「（他の車両に追いつかれた車両の義務）」の下に、「第三十一條の二（乗合自動車の発進の保護）」を加え、「第三十四條の二（直進、左折及び右折車両の通行区分の指定）第三項」を「第三十五條（指定通行区分）第二項」に、「第三十五條（先入及び左方の車両等の優先）」を「第三十六條（交差点における他の車両等との関係等）第一項」に、「（直進及び左折車両等の優先）」を「（交差点における他の車両等との関係等）」に、「第七十五條の七（高速通行路に入る場合における優先関係）」を「第七十五條の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）」に改め、同項第三号中「第二項、第三項若しくは第四項」を、「第二十條の二（路線バス等優先通行帯）第一項」に、「（進路の変更の禁止及び制限）、第三十四條の二（直進、左折及び右折車両の通行区分の指定）第二項又は第七十五條の四（通行区分）第二項若しくは第三項」を「（進路の変更の禁止）第三項又は第三十五條（指定通行区分）第一項」に改め、同項第四号中「による公安委員会の処分」に改め、同項第五号から第七号までを次のように改める。

五 第五十條（交差点等への進入禁止）又は第五十二條（車両等の灯火）第一項の規定の違反

反となるような行為をした者
六及び七 削除

第二百二十条第一項第八号中「第五十三條（合図）第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項第九号中「第四号」の下に「第四号の二」を加え、同項第十一号及び第十一号の二を削り、第十一号の三を第十一号とし、第十一号の四を第十一号の二とし、第十一号の五を第十一号の三とし、同項第十二号を次のように改め、同条第二項中「第七号、第八号又は第十一号」を「又は第八号」に改める。

第十二 第七十五條の四（最低速度）の規定の違反となるような行為をした者
第二百二十一条第一号を次のように改める。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条（信号機の信号等）に従う義務）若しくは第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反した歩行者
第二百二十一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第八条（通行の禁止等）第五項の規定により警察署長が付した条件に違反した者
第二百二十一条第一項第五号中「第十七條の三（自転車等の歩道通行）第二項」を「第十七條の三（自転車等の歩道通行等）第三項」に、「第二十五條（横断の方法）第一項又は第二項」を「第二十五條（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項」に改め、「第四項」の下に「又は第七十五條の七（本線車道の出入の方法）を加え、同項第九号中（第六十三條の二（装置不良車両の運転の禁止等）第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第九号の二中「第六十三條の三」を「第六十三條の二」に改める。
第二百二十三條中「第十一号、第十一号の五」を「第十一号の三」に改める。

第二百二十六條第四項中「第二百十四條の三第一項」を「第二百十四條の四第一項」に、「第二百二十條第一項第五号（第五十二條第一項に係る部分を除く。）、第六号若しくは第七号の罪にあたる行為又はこれらの罪に係る第二百二十條第二項」を「第二百十九條の二」に改める。

別表中「法令で定める最高速度又は第二十二條第二項若しくは第二十三條の規定に基づき公安委員会が定める」を「第二十二條の規定によりこれをこえる速度で進行してはならない」となされているに、「第一号（第七條第三項に係る部分を除く。）」を「第一号の二」に、「又は第二項（第七條第三項に係る部分を除く。）」を「若しくは第二項又は百十九條の二」に改め、「第四号」の下に「第四号の二」を加え、「第十号から第十一号まで」を「第十号、第十号の二」に、「第一項第五号」を「第一項第一号の二、第五号」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十四條の二に第七項を加える改正規定、第九十七條から第九十九條までの改正規定、第一百一条の二の次に一条を加える改正規定、第八八條を第八八條の三とし、同条の前に二条を加える改正規定（第八八條の二第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、及び第二百二十二條の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（交通の規制等に係る経過措置）

第二条 改正前の道路交通法（以下この条において「旧法」という。）の規定に基づく交通の規制に係る禁止、制限又は指定で、この法律の施行の際現にその効力を有し、かつ、改正後の道路交通法（以下この条において「新法」という。）第四條第一項の規定に基づく交通の規制に相当するものは、当該交通の規制とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第五十一條第二項、第三項、第五項又は第六項の規定により行なつ

た措置に要した費用の徴収については、新法第五十一條第八項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に大型自動車免許を受けている者で、大型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許によつて運転することができ、自動車の運転の経験の期間が通算して三年に達しているものの運転することができ、大型自動車については、新法第八十五條第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正）

第三条 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第二十八號」を「第二十八號及び第七號」に改める。

第六條及び第七條を次のように改める。

第八條第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「第五條第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した」に改め、同項各号、同条第二項第三号及び第四号並びに同条第三項を削る。

第九條中「前条第一項第一号又は同条第二項第一号若しくは第二号」を「前条」に改める。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律（次項において「旧法」という。）第六條第一項又は第二項の規定に基づく指定又は制限で、この法律の施行の際現にその効力を有するものは、改正後の道路交通法第四條第一項の規定に基づく交通の規制とみなす。

2 旧法第六條の規定又はこれに基づく処分違反した行為に関しては、旧法第六條、第七條、第十條第二項及び第十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七條

中「第八八條」とあるのは、「第八八條の三」とする。

（罰則に係る経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消防法等の一部改正）

第六条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項中「第七十五條の七第二項」を「第七十五條の六第二項」に改める。

2 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百四十一條第一項中「第二十九號」を「第二十九號及び第九號」に改める。

3 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「第二十八號」を「第二十八號及び第八號」に改める。

4 駐車場法の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二十九號」を「第二十九號及び第九號」に改め、同条第五号中「第二十八號」を「第二十八號及び第一十八號」に改める。

5 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三号中「第五号」の下に「第七号の二」を加える。

6 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十一號」を「第二十一號及び第一號」に改め、同条第二号中「第二十八號」を「第二十八號及び第一號」に改める。

理由

最近における道路交通の状況にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するた

め、歩行者用道路に関する規定を設ける等歩行者の通行の安全を図るための規定を整備し、公共輸送機関の優先通行の確保等都市交通対策のための規定を整備し、その他交通方法に関する規定を合理化するとともに、交通方法に関する教則の作成及び運転者等に対する講習について規定する等運転者の資質の向上を図るための規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○荒木國務大臣 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑をはかり、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するため、歩行者の安全をはかり、都市交通対策を推進するための規定を整備し、その他交通方法に関する規定を合理化する等交通管理のための規定を整備するとともに、交通方法に関する教則の作成及び運転者等に対する講習について規定する等運転者管理のための規定を整備することをその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、交通管理のための規定の整備であります。

その一は、歩行者の通行の安全の確保のための規定の整備であります。これは、車両の通行規制による歩行者用道路に關し、歩行者の通行方法の特例、やむを得ない理由があるため特に通行が認められる車両の特別の注意義務等について規定を設けること、道路標示によって車道と路側帯とを分離することができることとし、一定の路側帯を歩道と同様に扱うこと、歩行者の側方を通過する車両及び横断歩道に接近する車両等の運転車の注意義務を強化すること等がその内容であります。

ます。

その二は、都市交通対策の推進のための規定の整備であります。これは、都市における交通の混雑に対処するため広域通行制限の根拠及びその手続について規定を整備すること、駐車時間の制限の実効を確保するためのパーキングメーターについて規定を設ける等駐車対策を強化すること、公共輸送機関の優先を確保するため路線バス等優先通行帯を設けることができることとする等その内容としております。

その三は、その他の交通方法等に関する規定の整備であります。これは、多車線道路における通行区分、道路外に出る場合の方法、交差点における優先関係等の通行方法に関する規定を合理化し、急ブレーキの禁止、みだりに進路を変更することの禁止、混雑交差点への進入禁止等交通の安全と円滑等をはかるための規制を強化するとともに、道路標識及び道路標示の活用をはかるための規定を整備することをその内容としております。また、警察署長に短期間の駐車禁止等の交通の規制を委任することができることとする、道路管理者との権限の調整をはかること等交通規制権限に関する規定を整備することとしております。

その四は、交通方法等に関する規定の体系の整備であります。これは、交通方法に関する規定の理解を容易にするため、歩行者及び運転者の順守義務に関する規定と都道府県公安委員会の交通規制権限に関する規定とを分離して規定しようとするものであります。

第二は、運転者管理のための規定の整備であります。

その一は、運転者等に対する講習についての規定の整備であります。これは、運転免許証の更新を受けようとする者の講習を受けるようにつとめる義務及び指定自動車教習所の技能指導員等に対する講習について新たに規定を設けようとするものであります。

その二は、正しい交通知識の徹底をはかるため

の規定の整備であります。これは、道路を通行する者に正しい交通方法を理解させるため国家公安委員会が交通の方法に関する教則を作成し、運転免許試験もこれに基づいて実施することとするものであります。

その三は、運転免許に関する規定の整備であります。これは、外国免許を持っている者の国内免許試験の免除、大型免許の受験資格等について規定を整備することをその内容としております。

その四は、事業所における安全運転管理の強化のための規定の整備であります。これは、安全運転管理者の処理すべき事項を明確にし、これらの事項を処理するため必要な権限について規定するとともに、安全運転管理者に対する講習について規定を設けようとするものであります。

なお、この法律は、改正点が多く、改正内容の周知徹底等に相当の日数を要するものと考えられますので、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することとしております。ただ、運転免許証の更新の際の講習、運転免許試験の内容の変更等に関する規定は、昭和四十七年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに、御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○菅委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

質疑は後日に譲ります。

次回、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時散会